

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成30年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成30年6月18日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	神 武 綾 (13)	<p>1. 保育環境について 平成30年度の入所保留児が154人（平成30年4月1日）になっている。</p> <p>(1) 待機児童解消について 子ども子育て支援計画の平成30年度の保育提供数に対して121人分不足している状況である。施政方針で述べられた今年度の計画でも全く足りない状況であることから、今後の対策について伺う。</p> <p>(2) 届出保育施設について 認可保育園に入れなかった児童が利用していることから、自治体が運営を保障する補助が必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>(3) 企業主導型保育園について 市内にも事業所が増えている。内閣府の管轄であることから密な保育状況の把握が必要と考えるが体制について伺う。</p>
2	藤 井 雅 之 (15)	<p>1. 水道事業について (1) 資金運用の現状、今後の方向について伺う。</p> <p>2. 市長の執行姿勢について (1) 前市長が立ち上げた各種会議、委員会の対応について伺う。 (2) 施政方針の「市政運営経費の見直し」について伺う。</p>
3	小 島 真由美 (10)	<p>1. 教育行政について (1) 主権者教育の一環として、また、議会のしくみや市政への関心を持ち社会参画への育成のため、議場で「子ども議会」を開催してはどうかと思うが見解を伺う。 (2) 2学期制の検証と、新学習指導要領への対応について伺う。 (3) 教職員の長時間労働と、多忙化に対する働き方改革への取り組みについて伺う。</p>

4	原 田 久美子 (12)	<p>1. 減災対策について</p> <p>(1) 太宰府市のハザードマップが平成30年3月に作成された。その中の太宰府市の避難所等一覧表のうち、緊急一時待機施設と協定避難所について伺う。</p> <p>(2) 本市の中心に流れる御笠川の現状について、土砂や樹木の撤去が必要と考える。これらを撤去する計画はどのようなになっているのか伺う。</p> <p>2. 道路整備について</p> <p>(1) 水城小学校・学業院中学校から大宰府政庁跡までの散策路に平行する県道路側帯の景観に配慮した転落防止柵の設置状況を伺う。</p> <p>(2) 都府楼橋の県道、国道の横断歩道、歩行者信号について伺う。</p> <p>(3) 筑陽学園の正面玄関に面する道路の一旦停止の標識設置について伺う。</p>
5	木 村 彰 人 (8)	<p>1. 職員の人材育成について</p> <p>施政方針で表明された「人材育成基本方針の改訂」に関して3点伺う。</p> <p>① 既存の人材育成基本方針の成果と課題について</p> <p>② これからの太宰府市に求められる職員像について</p> <p>③ 実践的OJT（職場内研修）の推進について</p> <p>2. 道路事業の進め方について</p> <p>限られた財源の中で、効果的に道路整備を行うための事業の進め方に関して2点伺う。</p> <p>① 道路整備の優先順位基準について</p> <p>② 道路などの社会インフラを整備し、適切に維持管理していくための、財源と技術職員の配置について</p>
6	門 田 直 樹 (16)	<p>1. 市の公共施設の監理状況について</p> <p>(1) 電気、ガス、機械設備、水、清掃、空気環境測定等の管理・点検が適正になされているか伺う。</p>
7	船 越 隆 之 (3)	<p>1. 施政方針について</p> <p>(1) 第6のプラン「民間の知恵を生かした高齢者福祉」について</p> <p>① 高齢者の活動の場の支援について伺う。</p> <p>② 障がい福祉の推進について伺う。</p>
8	柳 原 荘一郎 (1)	<p>1. 豪雨災害対策について</p> <p>(1) 御笠川の河川改修の状況について伺う。</p> <p>2. 教育施設の整備について</p>

(1) 教育施設（水城小学校・学業院中学校）の整備方針について伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	柳原 莊一郎	議員	2番	宮原 伸一	議員
3番	舩越 隆之	議員	4番	徳永 洋介	議員
5番	笠利 毅	議員	6番	堺 剛	議員
7番	入江 寿	議員	8番	木村 彰人	議員
9番	陶山 良尚	議員	10番	小島 真由美	議員
11番	上 疆	議員	12番	原田 久美子	議員
13番	神武 綾	議員	14番	長谷川 公成	議員
15番	藤井 雅之	議員	16番	門田 直樹	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	橋本 健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長	楠田 大蔵	副市長	清水 圭輔
教育長	樋田 京子	総務部長	石田 宏二
市民生活部長	友田 浩	総務部理事	原口 信行
都市整備部長	井浦 真須己	健康福祉部長兼 福祉事務局長	濱本 泰裕
観光経済部長	藤田 彰	教育部長	緒方 扶美
教育部理事	江口 尋信	総務課長併 選管書記長	田中 縁
経営企画課長	高原 清	管財課長	柴田 義則
防災安全課長	齋藤 実貴男	人権政策課長兼 人権センター所長	寺崎 嘉典
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百田 繁俊	スポーツ課長	安恒 洋一
環境課長	川谷 豊	市民課長	行武 佐江
福祉課長	友添 浩一	保育児童課長	大塚 源之進
高齢者支援課長	川崎 純一	国保年金課長	山浦 剛志
建設課長	山口 辰男	建設課用地担当課長	伊藤 剛
都市計画課長	木村 昌春	社会教育課長	中山 和彦
学校教育課長	吉開 恭一	上下水道課長	佐藤 政吾
観光推進課長兼 国際・交流課長	木村 幸代志	産業振興課長併 農業委員会事務局長	中島 康秀
会計課長	小島 俊治	監査委員事務局長	福嶋 浩

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	花田 善祐
--------	-------	------	-------

書 記 齊 藤 正 弘
書 記 岡 本 和 大

書 記 高 原 真 理 子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

[13番 神武綾議員 登壇]

○13番（神武 綾議員） 皆さん、おはようございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました保育環境に関連する3項目について伺います。

今年度4月、希望した保育園に入れずに保留になっている児童が154人となりました。保育士確保のための公立、私立合同の保育士説明会の開催で採用につながる実績や老朽化施設の建てかえ時の定員増、また待機児の多い0歳から2歳児対象の小規模保育所を増設するなどの努力をされ、平成28年度、平成29年度が200人を超えるという状況からは減少傾向になりつつあります。そんな中で、3項目について伺います。

1項目めは、待機児童解消についてです。

子ども・子育て支援制度のもと、平成27年3月に太宰府市子ども・子育て支援事業計画が策定されました。基本的な方向の一つに、保育の量的拡大、確保、待機児童解消を挙げています。保育料の見込みとして、平成30年度の保育確保提供数を1,487人としていましたが、認可保育園12園の現在の定員は1,366人、現時点で121人分の提供数が不足している状況です。施政方針で述べられました小規模保育所の新設、また建てかえ時の定員増で受け入れがさらに進むとは思いますが、現在の計画でも全く足りない状況であることから、今後の対策について伺います。

2項目めは、届け出保育施設についてです。

以前は認可外保育施設と言われており、認可保育所に入れず、入所保留となった方が届け出保育施設を利用して本当に助かっているという声をたくさん聞いております。届け出保育施設は、この4月に2園が閉園となり、市内5施設となりました。受け皿が減っています。閉鎖になると聞いて、3月にお話を伺いに行きましたところ、閉園の理由は、経営的に厳しい、これ以上続けられないということでした。届け出保育施設は、一定の基準を満たしていれば県が認

定するというだけで、公的な補助はなく、自治体裁量になります。太宰府市の場合は、児童の健康診断費、保育士、職員の健康診断費を一部補助を行っていますが、経営に対しての補助はありません。現在待機児童が解消されない状況では、届け出保育施設の存続のために早急な補助が必要と考えますが、見解を伺います。

最後に、3項目めです。企業主導型保育園について伺います。

待機児童対策の柱として、2016年、子ども・子育て支援法の改正時に創設がされました。市町村の関与を必要としない認可外施設となります。市内にも2園既に開園していると聞いていますが、所管が内閣府であることから、保育状況の把握が必要と考えますが、体制について伺います。

以上3項目について、再質問については議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） おはようございます。

それでは、ご質問の保育環境についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの待機児童解消についてでございますが、平成29年度に保育所太宰府園の増改築、水城青稜保育園と小規模保育施設すずらん保育園の新設によりまして、平成30年4月1日現在の定員は、前年に比べますと98名増の1,366人となっております。本市の子ども・子育て支援事業計画上の平成30年度の確保提供数は1,487人でありまして、その差異につきましては、各園と協議調整の上、定員超過での弾力的な運用を図りながら、提供数の確保に努めているところでございます。これによりまして、平成30年4月1日現在の入所決定児童数は1,462人となっております。

今後につきましては、平成31年度に見直しを行います子ども・子育て支援事業計画の中で、将来的な推計や保育ニーズ等に沿った保育提供数について検討し、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの届け出保育施設についてでございますが、保育ニーズが多様化、増大化する中で大きな役割を担っていただいております、その重要性は認識をしているところでございます。しかしながら、その運営に当たりましては、入所基準や保育料の設定につきましても独自に定めることができる施設でありまして、自主的な運営が基本であると考えております。

なお、本市では、子ども・子育て支援事業計画に沿いまして、認可保育所の定員増加に向けた取り組みを最優先課題として進めておりますことから、届け出保育施設への補助につきましては、現在のところ困難であると考えております。今後、国の動向や近隣市町の取り組みなどにつきましても、調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの企業主導型保育園についてでございますが、平成28年度に多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的とされた国直轄の制度でありまして、主に実施事業者の従業員の児童を対象としており、空き定員などにより地域枠を50%以内で任意に設定できることとなっております。現在、市内に2園の企業主

導型保育園が運営しておりまして、さらに7月には1園開園する予定となっております。平成30年4月1日現在の入所状況につきましては、おひさまがおか保育園で地域枠で3名が入所されている状況でございます。

また、指導監査については、公益財団法人児童育成協会が実施しておりますが、これとは別に福岡県が届け出保育施設の立入調査を行うこととなっておりますので、県の立入調査の際には市も立ち会うこととしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問いいですか。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 1項目めについて再質問させていただきます。

待機児童の解消について、子ども・子育て支援事業計画上の保育提供数について、認可保育園の定員の超過、弾力的な配置ということで運用を図って、今1,462人というふうに回答がありましたけれども、この数字でいきますと、不足している人数が25人という解釈をされているということでよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 弾力的な運用の部分につきましては、施設とか保育士の状況によりまして変わってまいります。例年大体110%程度の受け入れをお願いをしているところでございます。今回は今のところ108%程度の入所となっておりますので、おおむね子ども・子育て支援事業計画上の確保提供数を満たしているような状況だとは思っております。ただ、子ども・子育て支援事業計画の確保提供数というのはあくまでも推計でございまして、実際の申込者数、これはやっぱり想定以上に伸びているという現状はございます。ですから、そういうことから考えますと、認可保育所の定員、これはまだまだ不足をしているというふうに私たちも考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今の解釈が、私は、認可の民間の保育園にも協力いただいているので、提供数からはそんなに差異がないというふうな考え方であるのかなというふうに思いましたけれども、実際には定員数と申込数の差でこれから取り組んでいくというような認識をされているということで、ちょっと安心をいたしました。

これからの待機児解消についての施設の増設などについてですけれども、今年度も小規模保育所など新設するというので少しずつ改善はされていくと思うんですけれども、やはり入れなくて困っているというふうなお話は今年度分の入所決定が決まってからもやっぱり保護者の方からお話をいただいています。太宰府内で施設を開園したいとかというふうな相談とか、あと今届け出保育所で認可に移行して定員数を増やしたいというふうなお話は担当課のほうにはあっていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 現在、保育園の設置に当たりましては、いろいろなご相談が保育児童課のほうにあっております。どこまでやっていくのかというのは、当然この子ども・子育て支援事業計画の中でまた検討していく中身になってこようかと思えます。ただ、ご存じのとおり、今回2015年の国勢調査をもとに、国立社会保障・人口問題研究所、こちらが出しとる推計を見ましても、太宰府市の場合、ゼロから4歳の人口というのがやっぱりもう減少傾向に入っているということのはっきりその中でも出ております。ただ、現在のいろいろな働き方の変革とかそういった中で、保育のニーズが、保育所の申し込み率が上がっていると。その辺をどのように見ていくか、そういったところによりまして今後の保育所設置の計画をどのようにしていくか、そういったところは今回の見直しの中でしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この事業計画にかかわっている子ども・子育て会議ですけれども、私も傍聴に行っておりますが、その中でもやはり委員さんの中から待機児童の解消について取り上げられることもありますし、今の太宰府市の子育て環境、待機児が多いということで、やはり太宰府市は子育てがしにくいというような印象があるというようなお話も出てきています。子どもが減るといようなそういう結果が出ているとは思いますが、太宰府市がやはり子育てを充実した自治体であること、そしてまだまだ人口を増やしていきたいというような事業も進めているところでありますので、そういう意味では子どもが減るので慎重になるというよりも、積極的な政策を打っていただきたいというふうに思います。届け出保育所の事業者も、できるだけ市の今の待機児の解消に力を注ぎたいと、協力したいというようなお話も聞いております。私たちの共産党の市議団としても市長に申し入れをいたしましたけれども、市のほうが土地を用意して、事業者に来ていただく。今太宰府市内の認可の保育園の事業者が建てかえのときに定員を増やしていつているというような形で、150人定員だったりとか、もう200人近くなったりとかというような今方向にあるんですけれども、やっぱり保育園は人数をそんなに大きくしないで、少ない60人とか90人の中で保育していくのがやはり園長先生方も目が届いて、子どもたちに寄り添うことができるというような話もあります。そういう意味では、外部からの事業者を受け入れるという点でも、市のほうが土地を用意して——借地ですね——貸し付けなどを行って、保育園を増設していくというような施策も必要だと思いますけれども、この点について検討できるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 市のほうが用意をして、そこに誘致をするというような形、それは確かにそういう考え方、非常にいいことだとは思いますが、今の市の現状から申しますと、やはり市で土地を用意して、そちらに誘致をするというようなやり方はちょっと難しいだろうと思っております。実際に都府楼保育園を以前に民間移譲いたしました。あの土地につきましても、当然借地料というんですか、賃借料、そういったものはいただいているような状況

でございます。今後も市のほうでそういう無料で貸し付けをするというような方向性はちょっとできないだろうというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この待機児解消については、保護者も本当に困っているというような状況があります。先ほどお話ししましたけれども、届け出保育所のほうでは、保育園に入れずに自分たちのところに本当に泣きついてこられるというような状況が起こっています。もうずっとそうなんですけれども、届け出保育所が認可にしたいとかというふうなお話があった場合、また太宰府市内で事業を起こしたいというような相談があった場合は、本当に喫緊の課題である待機児童解消について、しっかりと話をし、その事業者、希望されている方と話をし、子どもが減っていくから足踏みをするのではなくて、ゆくゆく減ったときにその施設をどういうふうに使っていくかというふうなことも考えて進めていくことが必要だと思います。その点も含めて、市長が今どのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。

ご指摘をいただきました。さきの施政方針でも、また先日の代表質問でも、この点私なりにお答えをさせてきていただきましたが、先日は神武議員からもご要望書をいただいたところがあります。そうした中で、私自身もやはりさまざまな場でこの待機児童の問題、子どもたちを預けることによって、お父様、お母様、ご家族が仕事をしながらさまざまな生活形態をつくり上げることができると、そういう意味で、この待機児童の問題、大変重要だということは私も認識をいたしております。

先ほど来、太宰府市が子育てしにくいというご指摘もありましたが、この間もできる限り待機児童の減少に努めてきて、その数も減ってきているのも事実だとは考えますし、また周辺の筑紫地区の中でも太宰府が決して突出して悪いわけではないとも思っておりますが、しかしそれをゼロに近づけるということ、これは大変重要なことでありますし、私自身も学問の神様にふさわしい教育、子育てということを標榜しておりますので、ゼロに近づけるために頑張ってまいりたいとももちろん思っているところであります。

その上で、先ほどご指摘もありました無認可のところを認可に変えたいとか、そして太宰府市外の方も太宰府市の中で、ぜひ待機児童の解消のためにも、また太宰府のお子様をぜひ育てていく、そうしたことに参画をしたいという方がもし市のほうに相談があれば、私も積極的にそうした方々のお力をおかりできるような、そうした機動的な相談体制もやはりつくっていかねばならないと、そうしたことも考えているところであります。この時代の要請に従って、年々こうした子どもさんを預けたいという方々は増えておりますので、そうした時代の要請に応えることができるように私自身先頭に立って頑張ってまいりたいと、そうした思いであります。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 市長のこれからの具体的な施策について期待をしております。筑紫地区内で決して多いほうではないというような解釈はおかしいと思いますので、そのところはやはり太宰府が突出して子育て支援に進めていると言えるぐらいの動きをつくっていただきたいというふうに思います。

2項目めに入ります。

届け出保育施設についてですけれども、先ほどの回答では、補助については今のところ困難であるというような回答がありました。先ほど壇上でも申し上げましたけれども、この4月に2園が閉鎖となりました。ここの2園の定員が50人いらっしゃったんですけれども、この2園が閉鎖するというのは、一箇所は、私、12月に伺ったんですけれども、もう1園についてはちょっとお聞きしてなくて、4月になってびっくりしたところだったんですけれども、閉鎖をしますというようなお話は市の担当課のほうにはあったんでしょうか。あわせて、これ閉鎖になったということについて、市としてはどのように考えてあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 市のほうでも入所が保留になったお子さんたちについては、こういった届け出保育所もありますよというようなお話をしている関係上、こちらのほうにも閉園になりますという連絡はあっております。

今回2園が閉園したことは非常に私たちとしても残念なところではございますけれども、それとあわせて次の質問でも出てまいります企業主導型でありますとか、いろいろな形での施設というのがまた太宰府市内に新たに生まれているような状況もございます。また、市としても、認可保育園として定員を増やしていきたいという考えも持っておりますので、その方向に向かって進んでいきたいというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際にこの2園に50人近くの子どもたちが通っておりまして、4月からその子どもたちが認可に入れたのか、また違う届け出保育園に行かれたのか、企業型に入園することができたのかということとはちょっとはっきりわかりませんが、保護者の皆さんは自分たち、子どもたちが通っている園が閉鎖になるといったときの不安な気持ちは相当なものだったと思うんです。今まで通っていた保育士さんと別れなければならない、子育てについても一緒に話をしてきた、育ててきた人と別れるということですね。そのような中での閉園についての保護者の皆さんへのアンケートとか、今後どうするかとかというような調査などは行っていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） そういった調査というのは市では行っておりません。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 認可に入れなくても、届け出保育施設にしか行けなかったというよう

なお母さんたちもいらっしゃると思うんです。そういうお母さんたちがさらにその園が閉鎖してしまって、また行き場所がどうなるかわからないというような不安な中で、それをどう解決したらいいのか。もちろん認可ができれば一番いいわけですがけれども、なかなかそこも進まないという意味では、ご意見を聞くということだけでも保護者の皆さんは安心されると思うんですよね。ですので、そういうようなことをちょっと細やかにしていただけたら、今後施策に生かすとかということもできると思いますので、この点については今後お願いしたいと思います。

その届け出保育所の経費の補助についてをお話をしているんですけども、経営的に難しいというようなお話が園長先生から複数ありまして、先ほど部長の説明にもありました公的補助が少ないという中で、それでも運営していくためには、子どもたちのために教材や遊具の購入だったりとか、安全面からいくとスプリングラーの設置費用、また借家で家賃が払えなくなるというようなことが実際に起こっています。経営者自体もボランティアでかかわるような状況になっているというようなお話をされておりました。今太宰府市が待機児を抱えていて、届け出保育所にも協力をいただいている状況であるのであれば、ここを閉鎖するような状況に陥らないためにも、運営費の補助が必要だと思います。その園長先生がおっしゃるには、粕屋のほうにはそういう制度がありますということで私も調べましたけれども、粕屋、それから春日市にはそのような制度があります。これから調査をしますというふうにお話をされましたけれども、もし、試算などあればお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 現在、筑紫地区でこの運営費を支援をしている自治体が、先ほど言われました春日市と那珂川町が実施をしております。こういった金額で試算をいたしますと、太宰府市の場合、幾らに金額を設定するかということにもよりますけれども、おおよそ春日市と同程度の補助で考えたときには、約250万円ぐらいの金額になるだろうというふうには想定をしております。

ただ、先ほども答えましたように、運営に当たりましては、入所基準とか保育料の設定、そういったものを独自で定めること、また自主的な運営が基本であることということで、現時点ではこの運営費補助というのは困難ではないかというふうに考えておまして、今後調査研究といいますのは、太宰府市においてどうなのかというのももちろんでございますけれども、今国のほうでも大きく子ども・子育ての関係、いろいろな形で制度が変わってきております。そういったところもしっかりと動向を見据えながら進めていきたいというふうには思っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 国の流れもあるでしょうし、届け出保育施設という施設もありますので、すぐに運営費をというふうにはならないとは思いますが、今の待機児童の状況を見て、そしてさらに閉鎖になっているという状況を見て、今ここで運営費の補助などをして頑張

ってくれというような市の態度も見せない、ちょっと悲し過ぎるという言葉で終わってはいけませんけれども、本当に保護者の皆さんが私たちどうやって働いたらいいんですかということになりかねないと思います。

この点について、以前は保育料の補助もしてほしいということで、試算が1,400万円というような回答もいただいたこともありました。年度内の補正予算を組んで、先ほど春日市で当てはめると250万円っておっしゃいましたけれども、さかのぼって支給していただくことを強く求めたいと思います。市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘ありがとうございます。

先ほど来やりとりも私も聞いておまして、やはりこの待機児童の件の解消は喫緊の課題だということは新たに認識をいたしております。重ねてになりますが、本市としまして、近年、待機児童の解消のために実際に100人を切るところまで来ているという実績もありますので、このスピードをさらに早めていくということはもちろんのことです。また届け出保育施設と認可保育園と、そのバランスと申しますか、予算づけをどちらを優先すべきか、こういうことも早急に内部で協議をしながら、この件についての答えも出してまいりたいと思っております。三役体制も整いましたので、そうした選択と集中を今後スピード感を持ってそうした結論を出してまいりたいと思っておりますが、いずれにしましても何らかの方法で待機児童をできるだけ解消し、そして運営もできるだけ安んじてしていただけるように工夫をしてまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 届け出保育所については、もう長年20年来続けてある、本当に地域から信頼されているような施設もあります。老朽化が進んでおまして、建てかえも難しいというようなお話も聞いておりますので、その辺もしっかりとお話を聞いていただいて、運営費、それから保育料の補助なども含めて進めていただきたいと思っております。

続けていいですか、3項目め。

○議長（橋本 健議員） はい、3項目め、どうぞ。

○13番（神武 綾議員） 3項目め、企業主導型の保育園についてですが、保育状況の把握が必要だというふうに私思っているんですが、県の立入調査が市とともに行うということで回答がありました。この立入調査とは別に、実際にこの園に入ったお子さんの保育状況、どのようなお子さんが入所しているのかというふうな把握ができるのかというのがとても不安なところではあります。育ちに不安のあるお子さんというのがやはり保育園に集まってくるというような状況も今全体的に見てありますので、そういう意味では市との連携、また療育相談室との連携も必要だと思いますけれども、この点については一歩踏み込んで、その事業者の保育園の中に入っていくというふうなことは可能でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） まず、現在の療育相談室ですけれども、この届け出保育所につきましても、療育相談室でこういったことがあれば相談をしてほしいというようなことで、各園にお願いとかそういったことは実際に言っております。そういった中で、すぐにやっぱり配慮が必要な子ども、ちょっと気にかかる子どもたち、そういった子どもたちについてはご相談をしていただくというようなところで進めていければというふうには思っております。

それとあと、保育所の児童保育要録というのが認可保育所の場合作成をいたしまして、小学校に提出をしているところがございますけれども、これにつきましても届け出保育所についても提出のお願いは、これは義務ではございませんけれども、お願いをしているところです。そういったところで、育ちの状況とかそういったところを把握できるようにできればというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） やはりその連携が必要だと思います。幼稚園、保育園で情報がストップするのではなくて、小学校に上がるときに支援が必要だとかというような判断が、入ってから5月、6月で行われるのではなくて、もう4月入る時点でこの子にはこのような支援が必要だというような判断ができて、スムーズに小学校生活に移行できるような形になればというふうに思いますので、そこのところは今届け出保育所のほうでも相談を受けるというような形になっているということでしたので、企業型の保育園についてもぜひそこところはお願いしたいと思います。

今のいろいろ待機児童、それから保育環境についてお話をしてきましたけれども、保育環境が、施設環境が大きく変わってきています。認可だけではなくて、その企業主導型という形で事業所で働いている保護者のお子さんを預かるということと、あと市のほうが入所決定をして預けるという形とあります。それで、やはり認可と、そして届け出と、そして企業型と、そこには全て太宰府の子どもたちが入所して、そこで生活をしているわけですので、それぞれの施設型で分けることなく、情報交換をぜひしていただいて、うちの保育園だったらこのことはできるとか、情報的に出せるもの、出せないものってもちろんあると思うんですけども、太宰府市のこの保育環境を上げていく、また待機児童を解消していくという一点で話ができるような、そういうような会議なりをぜひ意見交換なりをする場所をつくっていただきたいと思います。

総合戦略、金曜日の代表質問のときにちょっと触れましたけれども、総合戦略の中にはもう待機児ゼロと、平成31年にはゼロという数字が出ております。そして、子育てナンバーワンを目指すというふうにも書いてありました。そういう点からも、ぜひ力を入れていってほしいと思います。市長に最後もう一度意気込みのほうを確認をさせていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

おっしゃるように、認可であろうが、無認可であろうが、企業保育所であろうが、本市の市

民のために、子どもたちのために先頭に立って頑張ることは言うまでもありませんし、総合戦略、私ももう一度この方策の中身なども見直しながら、またさまざまな保育園を運営していただいている方々の主体の方々とも横断的に意見交換をさせていただくことも約束をさせていただきまして、そうした上で本市の待機児童がゼロになるように、しっかりと頑張ってまいりたいと改めて誓いをさせていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。

待機児童解消も今お話をいただきました。保育の質もプラスしてお願いしたいことを、そのところも保育士さんからいろいろな聞き取りも含めて進めていただくことをお願いいたします。一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長の許可をいただきましたので、通告書に記載しております2点について質問させていただきます。

まず、水道事業の資金運用について質問いたします。

昨年の12月議会におきまして、水道会計の中で有価証券等で資金運用を開始する議案が提案され、その際、水道会計の大部分は市民の皆さんが負担される水道料金で成り立っており、運用益は市民の皆さんに還元するべきだと指摘をさせていただきました。その後、資金運用が開始されたと聞いていますが、現在の状況と改めて運用益を市民の皆さんに還元する具体的な手だてをとるべきだと思いますが、見解を伺います。

次に、楠田市長の執行姿勢について2点伺います。

まず、前市長が立ち上げられた各種会議の対応について伺います。

楠田市長が就任して4カ月が経過しました。本定例会2日目には副市長も選任され、三役体制もそろいました。初日には施政方針も行われ、結びの中で、10年、20年、30年先を見据えた長期的視点を持って私自身全身全霊をかけて政治家として使命を果たし、その夢の実現に邁進いたしますと述べられました。その一步を具体化するのが今回提案されている補正予算で、その審議は分割付託された3つの常任委員会で行われており、あえてここで問うことはいたしません。

楠田市長の体制の中で、新たな楠田市長の取り組みは市民の多くの関心があると思っております。

が、もう一つの側面として、前市長が進めておられた各種施策への対応をどうするのかということも整理していく必要があると思います。

昨年3月議会の施政方針で、前市長はさまざまな施策を提案されました。公共施設に関連するものだけでも太宰府館の活性化や松川公共施設の活用などについて会議を設置し、検討すると述べられました。実際に市役所内部で動き出したと聞いていますが、その現状はどうなっているのか、そして市長の基本姿勢として、前市長が進めてきた施策についてはどの程度まで継続するのか、それともゼロベース、リセットされたものと理解しているのか、お聞かせください。

次に、市政運営経費の見直しについてお伺いいたします。

本定例会初日の施政方針で、市政運営経費の見直しについて、平成28年度決算において経常収支比率が90%台と上昇したことに伴い、財政の硬直化解消に向けた検討に着手いたしますと述べられました。

まず、市長の認識で経常収支の比率をどの程度まで改善したいと考えておられるのか、お伺いします。

歳入増加策として施設使用料の見直しを検討するとありますが、今北九州市では、公共施設の使用料金の引き上げが行われ、さまざまな議論を呼んでいます。仮に施設使用料を引き上げた場合、利用者の減少という負の連鎖が懸念されますが、見解を伺います。同時に、いつごろを目途に行う考えかもお聞かせください。

歳出面では、補助金規則を制定し、補助金負担金の見直しに着手するとありますが、昨年秋に太宰府市監査委員が行った太宰府市商工会への財政援助団体監査においても、市に対して補助金交付要綱の整備を行う必要があると述べさせてもらいました。今年度中に整備されるということですが、整備後補助金を受ける各種団体への周知はどのように進めていくか、考えをお伺いいたします。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 1件目、回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。

1件目の水道事業についてご回答を申し上げます。

まず最初に、運用の状況についてでございますが、平成29年度に市の資金管理運用方針を改定いたしまして、水道事業会計におきましても財政調整資金等の基金の運用と足並みをそろえ、短期的な資金運用としての定期預金預け入れのほか、安全性を重視した債券の購入による長期的な資金運用を開始いたしました。

長期的な資金運用状況でございますが、現在保有しております有価証券は2億円で、内容といたしましては、20年満期の地方公共団体金融機構債を購入しており、さらに今年度中に追加で1億円購入する予定でございます。

その利息収入についてでございますが、長引くマイナス金利政策の影響で利息収入は年々減少しておりまして、平成27年度には定期預金のみで約350万円ございましたが、平成28年度には約230万円に減少し、平成29年度決算では、債券の購入等による利息収入を含めても約75万円まで減少する見込みでございます。本格的に債券運用を開始する平成30年度におきましては、160万円ほどの利息収入を見込んでおりますが、それでも平成27年度や平成28年度の利息収入には及ばない状況でございます。

今後の方向性でございますが、水道事業におきましては、施設や水道管路の老朽化などに伴い、その更新等の費用増加が見込まれる中、利用者の皆様に安全で安心な水道を提供できるよう、収入増への取り組みは重要だと考えているところでございます。今後とも補助制度等の活用はもとより、低金利時代とはいえ少しでも資金運営の利息収入を追求し、水道料金収入以外の収入確保に努めることで、利用者の負担増とならないように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 回答ありがとうございました。

幾つか質問させていただきますけれども、当時壇上で述べました12月議会で当時の水道部長と20年満期の運用益の見込み額については、おおよそ1,200万円ぐらいを見込んでいるというような答弁いただいたのを覚えていますけれども、現状としてその見込みはいまだに変わっていないというふうに理解していいのかということと、2億円今取得されたということですが、こういったものは額面の状況を日々と申しますか、変動があると思うんですけれども、その辺はどういうふうになっていますか。現状報告できる範囲でお願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 見込みにつきましては1,200万円が変わっていないところでございます。

変動につきましても、昨年度が大体0.52%ということで、今の平成30年4月現在では、なっていますので、今年度5月に購入しました債券につきましても変わりがないということで捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、まず先に利息の使途ではなくて、もう今部長の回答で資金運用方針という言葉が先ほど回答でありましたので、幾つかその資金運用方針について、私も今回質問する上で改めて調べさせていただきましたけれども、ちょっと幾つか気になる点が資金運用方針ありました。

まず、運営計画を毎年6月に作成し、市長が承認を得て、運営の責任者は総務部長とするということがあって、企業会計の部分が恐らく都市整備部長がというふうに置きかえられるという



ふうと思うんですけども、1点気になりましたのは、これ定期預金を想定していたら問題ないのかなと思ったんですけども、こういった変動がある地方債といいますか、有価証券の運用の中で、市長への報告が四半期に1回、要は3カ月に1回というのは、ちょっと時期としてはどうなのかなと。きちんと毎月運用状況を市長に報告しておく必要があるんじゃないかなというふうに、私、率直に思ったんですけども、その辺についてはどちらが答弁されますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

藤井議員ご指摘のとおり、現在の運用方針におきましては、市長に四半期ごとに報告するというような形になってございます。ただし、当然ながら状況の変化等必要に応じまして報告はいたしていきますので、その旨それを規定に盛り込むような形で改正をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それでは、運用方針のほうの見直しをしていくということですので、その点は要望しておきたいと思えます。

それと、じゃあ利息の使途のほうを伺わせていただきますけれども、じゃあ1,200万円というのはあくまでも20年の見込みであって、毎年毎年、先ほど答弁にもありましたけれども、そういった運用益といいますか、利息が入ってくる仕組みであって、それはじゃあもう今の基本方針としては水道会計の中で特別何か積み立て等を行わずに、その年度年度で対応していくという基本認識ですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 藤井議員おっしゃっていただいたように、毎年度収益といいますか、利息が出た場合は、これは前回の12月議会でも答弁していましたが、第3条予算のほうに組み入れて使用といいますか、活用していくということで今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 直接料金ですかそういった部分での市民の方への還元は、そういった形での還元はないというような答弁で受けとめておりますけれども、水道の耐震化の部分については、今実際水道会計の議案の第55号では一般会計からの繰り入れ等を行ってやられているわけですから、これは逆に言えば運用益といいますか、先ほどの利息の収入で言われたような規模でできる事業ではないかなとも思いますし、それはきちんと一般会計と調整しながら予算化をすることであって、運用益については何らかの形で市民の方への還元も私は図れるのではないかなと思うんです。例えば、一定年数積み立てるといいますか、そういった形でやって、10年後、20年後というような形も検討の余地はあるかなと思うんですけども、もう今の基本方

針を今答弁されたことを基本的に貫いていかれるということですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 藤井議員のほうからのご意見というか提案ありがとうございます。

市でも、先ほど答弁しましたように、平成27年度より350万円とかそういうところが増えていけば、またプラスアルファで債券の購入もしますので、そういう積み立てもして、10年後、20年後に何か還元できるということが本当にできれば理想的ではありましようけれども、現在のところ先ほど申しましたように今からの施設の改修等々もありますので、とにかく市民の負担増にならないように、私ども、企業会計の中で事業を進んでいくという形で今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。その部分はまたいろいろと状況を見ながらちょっと話をする事になると思いますので、よろしく願いいたします。

それと済みません、1点先ほどの運用方針の中で聞き漏らしがありまして、運用方針のほうにもう一回戻るようで申しわけありませんが、定期預金の場合はもう一定の1年満期の部分の利息が見えるというのは先ほども言いましたけれども、こういった額面が変動するような有価証券の場合、運用するときに満期まで持つというような方針ではなくて、一定下がったときにはこの際ここでもう一旦解約をするというような判断も必要になってくるのではないかなと思うんですけども、そういった部分が運用方針を見る限り見当たらなかったんですけども、それもあわせて対応を今後考えていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 資金運用方針のお尋ねでございますので、私のほうからご回答を差し上げたいと思います。

今議員ご指摘のように、資金運用方針に解約の基準が定められていないというようなことでございますけれども、満期日までの保有は原則といたしております。ただし、損失回避でございますとか、資金需要による基金の取り崩し、または効率性向上のための金融商品の入れかえの場合に限り、解約や売却ができるということで規定はされております。

なお、債券の場合におきましては、債券を担保といたしまして資金調達が可能であるというようなこともあわせて申し添えておきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。

こういった部分は市長も銀行員の経験があられたんで、当然詳しいと思いますので、くれぐ

れも今回のこの資金運用が市民の方に損失を与えるような形の結果にはならないようにという、何分20年、長い期間のことでもありますので、その点だけ申し添えていただいて、また利息の使途もきちんと今後も検討していただきたいということもあわせて申し上げて、この項目については質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いいたします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目についてお答えをいたします。

市長の執行姿勢について、主に今までの会議についてのご質問と認識をしておりますが、全般的に前市長が進めてきた施策についてお答えをいたしますと、私は、前市長の施策にかかわらず、これまで本市において進められてきたさまざまな施策につきましては、頭ごなしに否定することはいたしませんで、このたびの施政方針も私が訴えてきた今までの公約と従来の政策の整合性を図りながら練り上げたものであります。三役体制も整いましたので、今後施策の優先順位をつけながら選択と集中を図ってまいりたいと考えております。

また、太宰府館の活性化につきましては、前市長の指示で庁内において太宰府館の今後のあり方についての検討を行うため、関係部課長11名による太宰府館活用検討庁内委員会を組織し、4月から8月の間に5回の会議を開催したという報告は受けております。施設設置までの経緯確認、現状と課題の分析を行った上で、施設の機能転換の可能性やメリット・デメリットの検討などを行ったとのことではありますが、施設の機能転換をとした場合、大規模な施設改修を伴うことから、運営管理まで含めたPFIの可能性を探っていくとともに、市民の皆様、議員の皆様、そして近隣の皆様への十分な説明責任と合意形成を果たす必要があるとの結論に至ったとのこと聞いております。私としましては、太宰府館の有効な活用を図るために、PFIや指定管理者制度を含めたところで引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの施政方針にある市政運営経費の見直しについてであります。今後、超高齢社会を迎えるに当たりまして、社会保障費の増加は避けがたいものであり、既存施設の老朽化に伴う改修費などの増加も見込まれております。このため、新たな財源確保とともに、今以上に経費削減を図っていくよう事業の見直しを進め、経常収支比率を現状より改善していくことを目標として取り組んでいきたいと考えております。

また、公共施設の使用料の見直しにつきましては、近隣の公共施設利用料等も参考にしながら、平成32年度を目途に検討していきたいと考えております。

さらに、補助金交付規程についてであります。本市には補助金全般についての規程が現在ないということでもありますので、まずは全般的な規程を、施政方針によりますと本年度中を目途に策定をする予定であります。個々の団体へは補助金規程の整備とあわせまして周知を図っていく予定としております。

なお、詳細につきましては、担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきまして、私のほうから回答をさせていただきます。

まず1点目、松川公共施設の利活用についてのご質問でございますけれども、上下水道事業センターの活用を検討する会議ということで、上下水道事業センターだけではなく、松川運動公園も含めた利活用を検討するため、昨年6月に関係各課によるワーキンググループを立ち上げまして、2回協議を行ったところでございます。その中で、国土館大学から譲り受けた施設ということでもございますので、そういった国土館大学との経緯、また耐用年数、ランニングコスト、都市計画上の位置づけなど、現状を確認した上で民間企業への賃貸等も含め、利活用に関する可能性について検討を行ってまいりました。また、総合戦略推進委員会の委員の方々にも現地にお出向きいただきまして、ワーキンググループでの協議内容を説明し、施設案内等を行って、有効活用提案の依頼を行うなど、事前に民間事業者からの意向調査等を実施をしたところでございます。しかしながら、その後の前市長の失職によりまして、検討を一旦中断をいたしておりましたが、7つのプランの徹底した行革と超成長戦略で財政再建の視点に基づきまして、財政硬直化の解消に向け検討を再開する予定でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 次に、質問にございました太宰府館の活性化についてご回答申し上げます。

昨年4月から8月までの間、5回の検討会開催の後に、自治体が検討する官民連携事業について、民間事業者のさまざまなアイデアや意見を聞く国土交通省主催のサウンディングへの参加を経て、PPP、PFIによる施設の機能転用や運営のあり方の調査検討について行ったところでございます。また、4月に国土交通省の先導的官民連携支援事業に約1,900万円の補助申請を行ったところでございますが、この件につきましては残念ながら5月に不採択の連絡がございました。

今後につきましては、国等他の調査研究に係る補助事業などの活用を検討するとともに、PPP、PFIの実績のある民間事業者等からご意見を伺うなど、太宰府館の今後のありようについてさらに調査検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2項目めの施政方針の市政運営経費の見直しについてご回答申し上げます。

景気が停滞する中、超高齢社会を迎え、国の政策でもあります働き方改革や福祉政策の充実によりまして、年々社会保障費が増加の傾向にございます。

本市におきましても、総合体育館建設事業や総合子育て支援施設の整備事業での市債の償還が本格的に始まりまして、当分は厳しい財政運営になることが予想されているところでござい

ます。このため、新たに公共事業を行う際には、いかに国や県の補助金を有効に活用し、財源を確保するかということに重きを置きまして、事業を進めている状況でございます。

また、本市は、大宰府政庁跡を初めとする数多くの文化財を有し、全国にとどろく知名度、多くの観光資源等があり、多くの観光客が訪れる観光都市でもございますが、この状況を十分に生かし切れていないということが課題としてございます。

このため、新たな財源確保に向けまして、本市の強みを生かした産業の創出でありますとか、現行のふるさと納税については、ポータルサイトの委託数を3倍にすることで情報発信の強化を図ると同時に、新たな返礼品の発掘、開発業務を実施し、税収増を図り、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

このほかに、市民サービスの充実と財源確保に向け、まずは補助金交付規則等を制定し、現在支出している補助金等の適正な執行管理に努めてまいります。

また、小学校、中学校を初め、各公共施設についても老朽化が進んでおります。公共施設等総合管理計画をもとに公共施設の再編も視野に入れまして、事業の見直しを進めていく必要があると考えておまして、これにあわせて受益と負担の公平の観点からも、市民の皆様の理解と納得を得られる合理的な料金設定にする必要があることから、公共施設の使用料についても見直しを検討してまいりたいと考えております。

補助金の交付規程につきましては、先ほど市長のほうから答弁にありましたように、本年度中に策定をする予定でございます。

補助金交付団体の収支につきましては、その規程の策定とあわせまして、担当課を通じて周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） (1)、(2)と順を追って、また幾つか再質問をさせていただきますけれども、まず前市長の立ち上げられた各種会議、昨年の方針の部分でもありました代表的な部分の2点についての状況はわかりましたけれども、今現在の状況として、その取り上げた2つ以外に前市長がいろいろ会議やら検討会とかいろいろなものを立ち上げられてスタートしていった部分もあるんじゃないかなと思うんですけれども、その総括といいますか、精算といいますか、それがどういう状況なのか、楠田市長に全部もうそれは引き継ぎ的に終わっているのか、それともこれから進んでいくのか、具体的な件数がどういう状況か、わかれば答弁ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 前市長が進められていた新たに立ち上げられた各種会議でございますけれども、先ほど上下水道の事業センターの活用と太宰府館の活用のほかに、中学校の給食のワーキンググループというのもございましたけれども、給食ワーキンググループについては、新たにまたゼロベースという言い方があれかもしれませんが、新たにまた調査研究を行っ

ていくというような会議を立ち上げていくというところで、三役もそろいましたところで新たなところで進んでいくというような形を考えております。

また、上下水道事業センターと太宰府館の活用につきましても、前の部分までの検討をさらに進めていくというような形で進んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） この点は要望にとどめますけれども、結局いろいろ細かなことの部分で、いろいろな委員会ですとか会議という名のつくものが立ち上げられ、動き出していた部分もあったかと思しますので、その精算といいますか、そこはきちんとわかるようにしていただきたいということだけは要望しておきますので、改めて内部でその辺どうなったのか、検討して対応していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

それで、市政運営経費の見直しなんですけれども、先ほど総務部長の回答の中で、公共施設の料金の見直しについては合理的な料金設定というような答弁があったんですけれども、今の認識として、太宰府市の公共施設の各種料金というのは、合理的というか、市民の方にとっては回答で言われる合理的という理由が何か、ちょっとひっかかるんですけれども、どういうご認識でしょうか。その合理的って言われる部分をもう少し詳しくご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） なかなかその合理的がどういった合理的なのかということだと思いますけれども、一つには、他市の状況、他市の料金水準と比較して高いのか安いのか、そういったところも含めて今他市の状況の調査もあわせて行っておりますので、そういったところから合理性を引き出していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、私の聞き漏らしかもしれないですけれども、この部分については、部長からも市長からも回答がなかったのかなと思いますけれども、仮に料金見直して公共施設の使用料を引き上げることで利用されていた方が使用をとどまる、あるいは回数を減らされるということで、結局先週の代表質問でも楠田市長はこの点については、関連性ですよね、公共施設の受益者負担の部分のところを述べられておりましたけれども、結局引き上げによって生じるリスクといいますか、利用者の減少あるいは利用回数の減少に伴って、結局また赤字が増大してしまうというようなそのことへの認識の答弁がちょっとなかったかなと思いますけれども、今お答えできるんならその辺の認識をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。大変難しい議論といいますか、結論についてはなかなか難しいところがあるとまず思います。といいますのが、やはり例えば税制にしましても、その税制の全体としてのバランスをとるために、税金を仮に上げるとしますと、基本的には机

上の計算上は税金を上げればそれが増えて、財政としては改善をするという計算も成り立ちますけれども、その一方で税金が上がりますと経済活動が滞って、結果としてはそれぞれが納めていただく税金が少なくなるとか、消費税を上げる際にもよく議論されますけれども、そう考えますと、ただ単に今の時点でこの料金と実際の運営経費が見合っていない中で、料金だけを上げれば計算上は成り立つかもしれませんが、確におっしゃるように利用者が逆に減ってしまっ、全体としての収入がまた減ってしまうということになれば元も子もないということになりますから、非常に予測が難しい議論であることはまずお互いに認識をさせていただければと思います。

その上で、例えば先日プールの利用のことで話をさせていただきましたが、市民の方は、例えば料金は据え置きをするけれども、大多数を占める市外の方の料金を上げるとか、そういうことであれば、一つの仮定でありますけれども、市民の方は当然納得はいただくことが可能性としては高いわけありますから、そういうことも例えば一つの考え方ありますし、ただその一方で市外の方をどのように捕捉するかということもこれまた難しい課題でありますけれども、いずれにしてもいろいろな考え方というのは両面あると思いますので、その点も率直に申しましてこれから内部でも、また議員の皆様のご指摘もいただきながら、どのような形が一番収入も上がり、そして運営経費とのギャップを埋めることができるのかということも慎重にも慎重を重ねて結論を出していきたいということでもあります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 個別にまたいろいろ提案されてきたときには、そのときには議論する形になると思いますけれども、そういったものを一つの決定事項として提案されるまでの過程をきちんと市民の方に見えるようにオープンにさせていただいた上で、こういうふうにしたいというような、ある日突然施設の料金引き上げますという決定事項で出すのではなくて、それまでの過程をきちんと見えるように、オープンにするように進めていく。その上で、また個別上がってきたときには議論はさせていただきたいと思っておりますけれども、その点だけは注視して進めていただきたいということを要望しておきます。

その上で、最後に補助金の交付のこと、補助金交付のルール化についてですけれども、これから進めていかれるということでしたけれども、日程的にはこの新しい交付要綱が間に合えば、もう来年度から実施をするというふうに理解しておいてよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） そのとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そうなりますと、来年度からということですが、いろいろ市はこれから予算編成といいますか、9月の決算が終われば予算編成にも入っていく。そういった中で、補助金を受けておられる団体との話がきちんとまとまった上で行くのかなというふうなことを1点心配するんですけれども、その点の時間的な余裕がちょっとないように思いますけ

れども、間に合うんですね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 総務部長からの答弁もありましたが、私もその点は非常に不安視するところでも率直にありまして、そうした思いから施政方針演説では、本年度中を目途に、先ほども申しましたが、補助金規則を制定し、補助金負担金の見直しに着手いたしますという答弁にいたしております。と申しますのが、おっしゃるようにやはり丁寧に、先ほどの件もそうでありますが、過程を経ながら行っていくということの上で、混乱を及ぼすようであれば、むしろ私自身、市としても本来の思いとはやはり違ってくるわけでありますから、そういう意味では本年度中を目途にこの規則を制定するようまずは努力し、実際の見直しの実行はその上で着手をしていくということであります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） くどいようで、確認ですけれども、今回、じゃあ整備をされると言われているその補助金の交付に関する規則の部分は、現状の各種補助金、団体が受けておられますけれども、その補助金が現状から少しは削減されるというようなそれが前提なのか、それともまさかと思えますけれども、規則を定めて、規則がなかったころより補助金が団体によっては上がってしまうなんていうようなことはないと思っていてよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） その点もまさにこれからでありまして、規則によって例えば相手方のその団体の人数によって何か考えていくということになりましたら、その人数が少ない、多いによって、もしかすると増減が、従来よりも増えるという、また減るという、そういうこともあるかもしれませんが、その基準自体をまだ決めておりませんので、その点も予断を持たずに議論してまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） しつこいようですけれども、私は予断を持つてしまうのは、要はこの補助金の規則に関しては、市長は歳出の見直しの一環というような形で施政方針に言われていたのかなというふうに捉えてしまったんですけれども、それに基づいて整備をされるというのはわかります。ですけれども、結局それをつくったことで歳出が増えていって、逆に団体によっては補助金が増えてしまうということでは、一体何のためにこの規則をつくったのというふうにもなるんじゃないかなというふうに思いますけれども、もう一回答弁お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

いずれにしても歳出を見直す、また歳入を増やしていく、これは大原則として、この本市に限らず常々やはり標榜していく課題ではあると思っております。その上で、やはり歳出をいかに見直していくか、できる限りやはり無駄な歳出が仮にあるとすれば、それを削っていくのは当然でありますので、そうした不断の見直しが必要だと考えた上で、例えば一つ、補助



金の交付規程というのも確かに市民の目線としても、また議員の皆さんのご指摘からも整合性が保たれないということであれば、見直していくことは当然のことだと思っております。

ただ一方で、この歳出を削減するためにカットをしていくという予断は、これは決して持つておりませんで、そうした意味ではこの点につきましても結果として変わらないということもあるかもしれませんし、そうしたことも含めてこれからの議論に委ねさせていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もう最後、これは質問ではありませんけれども、今市長の無駄な歳出というような言葉がありましたけれども、それとあわせて、私は、やはり根拠のない歳出というのがあったからこういった形の長年補助金の交付の要綱のルール化が求められてきたんじゃないかというふうに思いますので、そういった部分も踏まえて対応していただきたいということを重ねて申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで11時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました教育行政について、3項目にわたって質問をさせていただきます。

1項目め、未来を担う子どもたちが議会制民主主義の理解を深めながら、ふだんの生活の中で感じた疑問やふるさと太宰府のまちづくりへの意見を子ども議員として市長等に質問や提言を行うことも議会を開催することは、主権者教育の一環としても大きな効果が期待できると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

2項目め、平成28年度より本市の全ての小・中学校において2学期制が導入されました。導入後の2年間や移行までのプロセス等を振り返って、検証はどのように行われたのか、またその成果や課題等をお伺いいたします。

新学習指導要領は、国際化、情報化等の変化する時代に対応し、我が国の伝統や文化に立脚した広い視野を葆ち、志高く未来を切り開いていくために必要な資質、能力を確実に育む学校教育を実現しようというものです。それに伴い、小学校における外国語活動及び外国語が大きく変更されます。英語になれ親しむ外国語活動を小学校3年、4年生それぞれで年間35時間行い、教科としての外国語を小学校5年生、6年生それぞれ年間70時間行うこととなります。また、小・中学校における道徳の教科化やプログラミング教育等が盛り込まれ、主体的、対話的

で深い学びの実現を目指すとしています。新学習指導要領は、小学校で平成32年度、中学校で平成33年度から全面実施となります。本年度から移行期間に入り多くの課題が考えられますが、円滑な移行に向けてどのような取り組みがなされているのか、ご説明ください。

3項目め、教職員の長時間労働と多忙化に対する働き方改革についてお尋ねいたします。

平成25年に実施された校長及び教員を対象にした国際教育指導環境調査では、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は53.9時間で、OECD参加34カ国中最長で、各国の平均より週15時間ほど長いとの報告が出ています。本市の小・中学校教職員の勤務実態についてはどのように認識されているのか、お伺いいたします。

教職員の業務は、学習指導のみならず、生活指導、部活動指導、学校運営にかかわる事務など職務が多岐にわたり、よりよい授業を行いたいなど子どもたちのために頑張ろうと思うほど教職員の疲弊は深刻なものになりかねません。教職員の意識改革はもとより、夏季休業期間中等における効果的な学校閉庁日の設定や勤務体制の改善、部活動での外部人材の活用、校務の負担軽減に向けた取り組みが必要であると考えます。

また、給食費の公会計化について、給食事業の主体は市であることや働き方改革の視点からも検討する時期が来ているのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の教育行政についての1項目め、子ども議会の開催について、まず私からご回答申し上げます。

貴重なご提案をありがとうございます。私が施政方針でお示しをしましたプラン2の子ども・学生未来会議も、次代を担う若い世代にまちづくりへの参画意識をいち早く高めてもらうことが目的でありますので、まさに議員のお考えと同じ方向性を持った施策だと考えております。

ご提案の件につきましては、議場の使用なども考えられますので、議会ともご相談をいたしながら、ぜひ実行に移してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） まずご質問ありがとうございます。

2項目め、3項目めにつきましては、私から概要を述べさせていただき、それぞれの詳細につきましては教育部理事に回答させます。

それでは、2項目めの2学期制の検証と新学習指導要領への対応についてお答えいたします。

本市におきましては、平成21年度から段階的な導入を経て、平成27年度に全ての小学校が、そして平成28年度に全ての中学校が2学期制となりました。昨年11月、全小・中学校への導入から約2年が経過しましたので、教育委員会として、授業時数の確保や評価のあり方、在校生

活におけるゆとりの面から、2学期制の効果と課題を整理いたしました。個別の課題につきましては、各学校と連携しながら、今後検討してまいります。

次に、新学習指導要領への対応でございますが、今回の改訂につきましては、議員のご質問どおり、これまでの指導要領を引き継いだ内容に加え、新たに導入される内容がございます。教育委員会といたしましては、特に新たに導入される内容に絞って、さまざまな調査研究や学校支援を行い、各学校が新学習指導要領の全面実施へと円滑に移行できるように努めているところでございます。

最後に、3項目めの教職員の長時間労働と多忙化に対する働き方改革についてご回答申し上げます。

議員ご指摘のとおり、文部科学省が実施いたしました平成28年度の勤務実態調査結果によりますと、平成18年度の調査と比べ、小・中学校の教員とも勤務時間が増加しております。週60時間以上だった教員は小学校で33.5%、中学校では57.7%に上り、看過できない教員の勤務実態が明らかになりました。

教育は人なりと言われるとおり、教職員の職務は児童・生徒の人格形成に大きな影響を与え、教職員が心身ともに元気であることは、教育活動の充実を図る上で欠かせません。そこで、教育委員会の責務として、ワーク・ライフ・バランスの確立を図ることを目的に、学校における働き方改革を本年度から本格的に実施することといたしました。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） それでは、私のほうから2項目めと3項目めについての詳細についてお答えいたします。

まず、2学期制の検証についてでございます。

授業時数の確保については、始業式や終業式が減ったことにより、小・中学校ともに授業時数にゆとりが出ています。

次に、学期末の評価については、小学校では、長いスパンで子どもたちの成長を見ることができ、より客観的、総合的に評価ができるようになりました。一方、中学校では、定期考査の回数が減ることへの不安があること、特に保護者の中には高等学校への入試に係る調査書の評定が前期の期末考査1回で決まるという誤った認識をお持ちの方もおられ、学校は機会を捉えて評価の仕組みを説明しているところです。

最後に、教職員及び児童・生徒のゆとりについてですが、小・中学校とも3学期制の学期末に当たる7月や12月にも学校行事や学習指導を継続して行うことができるようになり、教職員のゆとりや児童・生徒の落ちついた学校生活につながっているという結果が出ています。

課題といたしましては、秋休みが夏季休業に比べて短いことから、前期と後期の区切りがつきにくくなっているという点が挙げられます。

次に、新学習指導要領への対応につきましては、多岐にわたっておりますので、主な内容3点に絞って回答いたします。

まず1点目は、小学校における外国語活動の教科化です。

現在、5、6年生で実施している「話す」、「聞く」活動による外国語活動が、「読む」、「書く」を加えた外国語科に移行し、指導時間が年間35時間から70時間へ倍増します。また、外国語活動の実施学年が3、4年生からになります。

本市教育委員会といたしましては、昨年度から太宰府西小学校をモデル校とし、担任をしている市内小学校の全ての教員が太宰府西小学校の授業を参観する研修を受講できるようにいたしました。また、ALTを3人から4人へと増やし、授業への支援をこれまで以上に手厚くいたしました。

課題となる英語の授業時数の増加に伴う週時制の見直しについては、各小学校の主幹教諭とともに調査研究を行い、本年度末に市として一定の方向性を示す予定です。

2点目は、道徳の教科化です。

道徳につきましては、指導や評価の仕方について混乱が生じないように、昨年12月に本市指導主事が作成した研修資料を各小・中学校に配付し、指導や評価の適切なあり方について周知を図りました。今後も各学校に対して研修に係る情報提供を行っていききたいというふうに考えております。

3点目は、ICT環境の整備です。

コンピューターでの文字入力やプログラミング的思考力の育成、教科書の電子化等から、学校のICT環境の整備が喫緊の課題となっております。教育委員会といたしましては、各年度に整備すべきことを明らかにし、新学習指導要領の全面実施に支障が出ないように努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、3項目めの教職員の長時間労働と多忙化に対する働き方改革の取り組みについての詳細についてご回答いたします。

本市における本年度の学校における働き方改革として、次の4つの内容を実施いたします。

1つ目は、タイムレコーダーによる正確な出退勤時間の把握です。出退勤時間の把握につきましては、管理者だけでなく教職員自身が把握し、自身の出退勤の傾向を理解することが重要であると考えます。

2つ目は、8月13日から15日までの3日間を教職員の勤務を要しない学校閉庁日とすることです。なお、学校閉庁日には、原則として部活動や学校開放を行いません。

3つ目は、市内4中学校で一斉に部活動を実施しない市内一斉ノー部活動デーを設定することです。毎週月曜日と毎月第4日曜日がそれに当たります。

最後4つ目は、適切な閉庁時間に係る調査研究を実施することです。放課後の電話対応を含め、閉庁時間を何時にするのか、学校現場や保護者、地域の声などを聞きながら検討してまいりたいと思います。

また、議員ご指摘の給食費の公会計化につきましては、国や県の動向を踏まえますと、実施について検討を始める段階に来ていると考えております。

以上、4点挙げましたが、調査研究事項につきましては、早急に市としての方向性を示すとともに、各取り組みにつきましては、適切な時期に効果の程度を検証し、改善や拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） ありがとうございます。

まず、市長におかれましては、子ども議会への提案につきまして建設的なご回答いただきましてありがとうございます。施政方針でございます第2のプラン、学問の神様にふさわしい教育、子育てについての中にも子ども・学生未来会議のご提案がございました。市長と張り合っ
て出したつもりでは一切ございませんので、その辺ご理解いただきたいと思いますが、この子ども会議についてでございますが、主権者教育の一環としてということを私の中では持っておりますが、そもそもこの主権者教育についてご質問させていただきたいと思いますが、小学校6年生の社会、また中学校の公民等でのこの主権者教育でございますけれども、選挙権も平成27年6月から公職選挙法の改正によって18歳以上へと引き下げられました。このことを受けて、学校としてはどういった形で対応されているのか。また、ある自治体によっては選挙管理委員会が出前講座等で学校を訪問して、こういった選挙への意識づけとか、こういった社会参画への道筋をつけるような教育もしているとお聞きしますが、本市におかれましてはどのような取り組みされているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ありがとうございます。主権者教育というのは、高校における公共が新設されますよね。それと、よくテレビニュース等とかで模擬選挙等を行ったりしておりますけれども、これ文科省も高校だけにおいて行う教育ではないというふうに言っております。当然主権者教育という教科があるわけではありませんので、日ごろの教育活動の中で当然実施するというので、今議員が言われた社会科、小学校6年生と中学校3年、主に公民的分野の中で一つはするということがあると思います。

もう一つは、小学校の児童会は選挙等行っているところが少ないんですけれども、中学校では、生徒会役員等を選挙で決めることがあります。その際に、一体どういう選び方をするかとか、それからその際に立候補する子が何を訴えていくかとかということも含めて指導される分についても、これは一つの主権者教育なんだろうというふうに思います。

それから、これは今学校について話しましたが、これにつきましては今までもずっと継続してやってきたことでありまして、大事なことは高校生になったときの姿をきちんと描きながら実施することだろうというふうに考えております。

それともう一つは、今のは学校の話をしてきましたが、例えば本市においては「だざいふ・ふるさと学習」というのを推進しておりまして、小学校は地域行事にできるだけ参加しましょうと。中学生におきましては、何らかの役割を担うような参画の形にまできましょうとい

うことで、自治会長さんを初め自治会の皆さんに本当に協力していただいているんですね。そういう地域の行事に参画するというのは、これは子どもたちの帰属意識を高める上でもすごく大事なことです。一つの地域で行える主権者教育だろうというふうに思っています。

それからもう一つは、家庭というのがあります。家庭については、お手伝いというところと小さい子のような感じがします。家庭における仕事の一端を担って、責任を持ってやる。つまり自分の役割が家庭の中で果たされる場があるということが主権者教育の一環だというふうに、これも文科省が言っているんですけども、本市の場合にはPTAが昨年度家庭教育宣言10カ条というのをつくっておるんですね。これは子どもに頑張らせることだけではなくて、保護者が頑張ることも書いてあるということは、親子の中で親の役目、それから子の頑張ることということが明確になっていると思いますので、こういった取り組みを一体的に進めるのが主権者教育なのかなというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ありがとうございます。よくわかりました。広い視野での主権者教育ということが必要であることも私自身も今勉強させていただきました。

市長のほうから建設的なご意見いただきました、ご回答いただきましたこの子ども議会でございますが、今全国で200を超える自治体で行われているということでございまして、参加対象もさまざまで、小学校の児童だけ、また小学校の6年生と中学生とか、中学生であるとか、さまざまな各自治体の工夫した取り組みの中でこの子ども議会行われているわけなんですけれども、昨年8月に行橋市で行われた子ども議会について、少しご紹介したいと思っております。

このときの議会の様子を同じ公明党の議員のほうからもちょっとお伺いをいたしました。小学校6年生から中学校3年生までが対象であったそうですが、24人の生徒さんが質問をされたそうで、その中には保育環境の充実についてとか、少子・高齢化における取り組みについてなど大人顔負けの福祉問題であるとか、また道路の舗装とか混雑解消など都市整備に対する質問もあったそうでございます。また、中には子どもらしい制服の問題であるとか、学校の問題であるとか、ストレートな疑問もあったということでございますが、執行部の方々が非常にわかりやすい言葉を使って小・中学生に語りかけながら答弁されていたとお聞きいたしております。また、とりわけ印象的だったのが、市長や教育長がご自身の教育観を熱く語られていたことだったということでございます。そして、傍聴席は保護者の方で満席で、やはり私も思いますのは、この子ども議会を通して保護者自身が市政について、また議会について市民参画の中の保護者も含めた第一歩となればいいのかというふうに思いますし、その前年に行われた子ども議会で提案されたコスモスを生かしてまちづくりをやっていこうという提案を実際政策に結びつけたというようなこともございまして、一個人の人格者、人権者としての子どもに対するこういった政策の実現ということも非常に大きいことではないかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2項目め、3項目めでございますが、新学習指導要領と働き方改革というのは相反するような部分も若干あるのではないのかとも思いながら、ちょっと関連もしますので、2と3、同じようなところで質問をさせていただきかともわかりませんが、できるだけ整理しながらちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、この2学期制についての検証はメリットのほうが大きかったように感じながらお聞きをいたしておりましたので、このまま引き続き取り組みのほうをお願いしたいと思いますが、1つ心配なのが、やはり2学期制になったことで、先生たちが逆に保護者のほうから何か先生はちょっとゆっくりしているんじゃないのとか、思われているんじゃないかとかというようなそんな意識とかはないんでしょうかね。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 教育委員会のほうにはそういった声は届いておりません。それで、2学期制になって先生たちが楽になったという感覚はお持ちではないと思います。ただ、先ほども言いましたけれども、学期末の評価が3回から2回になるわけですね。そこについては各学校でそれまでの小テストも含めて、それとか実力テスト等も含めてやってきたものをきちんと数値化して示すなどしていますので、保護者のほうとしてはそういったふうには捉えていないのではないかなというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 質問の仕方がちょっとまずかったですね。先生自身がそういうふうには保護者から誤解を受けているのではないかということで、今までよりもっと逆に自分を追い込まないといけないというふうに考えているのではないのかなという心配でございました。済みません、失礼をいたしました。

それでは、まずお聞きしたいのが、外国語とか道徳は教科化でございます。プログラミングは必修化、本当にわかるようわからぬこの教科化と必修化についての違いをまず教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） それでは、まず外国語活動、それと外国語科の違いになると思いますが、今までは小学校5、6年生で外国語活動だったんですね。今度は3、4年生で外国語活動、5、6年生で外国語科というふうになら変わってきます。指導時数も、5、6年生の外国語活動が35時間だったのが70時間になりますが、一番大きな違いは、外国語活動も外国語科も小学生の場合には活動型なんですよね。これはもう中学生みたいにどちらかというと座学が中心ではございません。あくまでも活動型なんですけれども、何が一番違うかということ、外国語活動は、「話す」、「聞く」活動を中心にしてコミュニケーションをとるということなんです。ですので、どちらかというと子どもたちが文字は介さないで、何かそこに必然性があるような場面をつくって、働きかけに行って、自分が伝えたいことを伝えたり、相手が言いたいことを聞く。つまりその中でジェスチャーとかをしながら、子どもたちに単語が足りないなら

ばそういった活動もありました。今度外国語科になると、それに何が入ってくるかというと、「読む」、「書く」ということになります。つまり、理解するスキルが今までは「聞く」だけだったのが、今度は「読む」というもう一つのスキルが入ってくるということです。伝えるスキルが今までは「話す」だけだったのが、「書く」というスキルも入ってくるということです。だから、4つの活動を統合した活動になりますので、今中学校1年生がやっているような内容が先取りとして少し入ってくる形になると思います。ただし、例えば重文、複文は使わないとかというそういった子どもが嫌になるようなとか、もう難しいというような反応にならないような配慮は十分されているところです。

それと、道徳ですね。道徳は、何が一番違うかというと、道徳がなぜ教科化になったかということなんですけれども、今までどちらかというと道徳教育そのものがなかなか軽んじられてきたとか、それから資料を読んで登場人物の心情理解のみに、だからどんな気持ちだと思いませんか、というような形式的な学習がほとんどだったわけですね。それを今度はじゃあどのように変えていくかといいますと、子どもたちが多面的とか多角的な見方、それから道徳的価値を自分とのかかわりで理解できるように、自分だったらとか、それからいろいろな友達の価値観の話聞いて、例えば親切でもいろいろ親切があるんだな。例えば、困っている子を助ける親切もありますし、それから見守る親切というのもありますよね。それから、つらくても相手に伝えてあげる親切というのもありますよね。そんなふうに多面的、多角的に見ていくということが今度の目玉になります。

それともう一つは、道徳を評価です。これが一番先生方悩ましいところだろうと思いますが、これは記述式ですけれども、評価をするということが、もう教科ですので、入ってくることになります。

それから、プログラミング教育というのがどういうことかということ、もうこれです。新学習指導要領の中の全ての教科にコンピューターを使ってということが入ってきているんですよ。だから、例えば総合的な学習だけでプログラムをするような活動をするのではなくて、算数でも理科でも音楽でも図工でもずっと入ってきているわけですね。ですから、コンピューターの操作になれるということと、どんなふうに並べかえたりしたら自分が思うとおりに動くかというような論理的な思考を育てるというような活動をするということになります。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ありがとうございます。

このプログラミング教育については、ともすれば保護者の方は技術的なもの、またこのICTの能力を少し高めていくのではないかというようなそういう技術的なことの期待感みたいなものを持っていらっしゃる保護者の誤解もあるのではないかなと思います。このプログラミング教育について、自分が意図する活動を行うために、どんな手順で行えばいいのかとか、論理的に考えていく力を身につけて、うまくいかなかったときは、じゃあどのように改善すればいいのかという問題解決の力を身につける教育なんですよといったような今お話の中で、これを

保護者への周知徹底というか、誤解がないような形でのご案内というのは今どのようにされているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） まず、今現在の段階で、このプログラミング教育が一番先生方は何だろうと思っているような内容だろうと思います。指導要領が変わるときには、文科省や県が主体になって、その説明会をまず実施します。その中でプログラミング教育、今議員さんがおっしゃったような内容の説明とか、こんな例がありますよという具体的な例も示されてくると思います。ですので、順序としては、まず先生方がそれをこの移行期間の2年間でしっかり理解するというのが前半の作業だと思うんです。後半については、私たちも学校運営協議会等に参加したりとか、それから夏に全体研修会等もしていますので、事あるごとにやっぱりそういった情報を発信していくのが大事だろうと思っています。一番は、多分発信の仕方としては、学校はこんなのが入りますよ、こういう活動をしていきますという学校ごとにカリキュラムがありますので、先生方が理解する段階の次に、やはり学校もしくは市教委が主になって積極的に伝えていく必要があると思っています。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） この新学習指導要領、先生たちも外国語だけでとっても精神的な不安であるとか、また負担も大きい中で、こういったプログラミング授業の中で活用していく、算数とかで図形とかをつくったり、聞くところによると音楽で音をつくって、それをつなぎ合わせて作曲をするとか、そういった授業であるというふうにも聞いておりますけれども、学校側への教師の資質とか、しっかりとした自信を持ってやっていくための指導を行うための支援と、そしてまた誤解のないように保護者への周知をすると、この2つをまずやらなければならない点だと思っております。

この新指導要領の中で大きな柱としては、アクティブ・ラーニングということとカリキュラムマネジメントと、この大きな2本柱として、これを全教員がしっかりと理解をして進めていくというふうに文科省が提言をされておりますが、この件も含めまして、今のこの周知徹底とかそういったことの支援についてお願いをいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） プログラミング教育等言えば、例えば大学とか、それから民間の事業者とか、それから地域の方々の支援等というか、そこにたけた方々との連携ということもあると思うんですね。

それから、外国語につきましても、今実は本市の場合には、これは運がいいことなのか、ちょっと県のほうから声をかけていただいて、文科省の専科を小学校に入れる事業に手を挙げさせていただいて、1週間に24時間、これ全ての学校を回っていただいているんです、5、6年生を中心に。そういったことをやっておりますので、そういった外国語にしても、プログラミング教育にしても、どう専門的な知見を持った方と連携してやっていくかということ

が今後の私たちの大きな課題だろうというふうに思っているんですね。

いずれにしても、教育委員会と学校だけでその辺を完結することはできないというふうには思っておりますので、どんなふうな仕組みをつくっていくかということがこれから大事になってくる。そのときには単独でやるのではなくて、やはりこの太宰府市にどんな教育的な支援があるかという面でもう一回考えて、見直してやっていきたいなというふうには思っているところです。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 時間も来てしまいましたんで、少し駆け足で質問させていただきますが、これから順次ICTの整備をしていくということなんですけれども、私も市長の施政方針を伺いながら、1つだけ意見を言わせていただくならば、この太宰府市における学力の向上については本当に目覚ましいものがあるって、これは教育委員会、そして現場の学校の教員の皆さん方のご尽力のたまものだと思っているんですけれども、このまま新学習指導要領に移行して、しっかりと新しい大学改革も今度目の前に迫っていますので、これも見据えながら、市としてはこのまま頑張りたいと思っているわけですが、この施政方針の中で、子どもを取り巻く環境が今物すごく大きな問題になっていまして、もちろん子どもの貧困、子どもの貧困の連鎖は教育しかないと私自身も思っておりますし、またいじめ問題、そしてLGBTとかのこれは各クラスに2人はいるんじゃないかというふうな今統計も出ておりますけれども、こういったキャリア教育とか、教育の中でももう少し暗闇の部分というか、もっと手を入れていけないといけない、児童相談件数もものすごく今増えている状態の中で、どうやってこのいじめ問題に対してやっていこうかとかというようなことも少しこの施政方針の中で入れていただけたらよかったかなあというふうに、これは私自身の所感でございますけれども、その中でお伺いをいたしますけれども、今不登校でなかなか学校に行きたくても行けないようなお子さんも大変多ございまして、平成28年の人数で、大体小学校で33名、中学校で52名というふうに以前の議会の中でご答弁の中であったと思うんですけれども、こういうお子さんたちにICTを活用して、家にいながら学習支援ができて、なおかつ出席になるという今国の方向性もありますから、もうこういうところにこそICTもしっかり活用するべきだと思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） おっしゃったように、今のお話は、ICTの可能性と、それと不登校の子どもたちへの支援という両方兼ね備えたご提案だというふうに思っています。10年前と今の文科省の違いは何かというと、10年前は不登校問題というふうに言っていたんですね。今はもう問題とは言わないで、支援というふうに言っております。つまりどうその子たちに学習の機会を与えていくかということが中心であって、不登校はどの学校でも、どの子にも、どの家庭でも起こり得るというそういう姿勢です。もう保護者の方とか学校が自分たちを責めるのではなくて、そういったお子さんたちに学ぶチャンスを与えるということが大事だと思います

ので、どんな方法でできるかというのは、今のご提案も含めて検討したいなというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） お願いいたします。

1つ言い忘れたのがデジ教科書等も数年前、5年前ほど一般質問でもさせていただきましたが、読み書きにつまずきがあるお子さんに対して、カラオケの画面のようにデジ教科書、ソフトなんですけれども、こういったものの活用も本当に必要なところからぜひ使っていただきたいなというふうに思っております。

3項目めになりますこの働き方改革でございますが、時間もございませんので、少し大事なところだけ質問させていただきたいと思っておりますけれども、そもそもこの教職員が労働基準法の時間外労働の割増し賃金が適用されていないということが大きな問題でございます。給特法で残業代相当分として既に給与の4%分がもう上乘せをされているということで、時間外勤務を何時間やろうと、その対価は支払われないこの昭和41年につくられた4%という設定が現在の勤務実態と乖離した状態で今残っているという、ここに大きな問題が1つあると思うんですが、一番問題なのは、学校長、管理者、管理職、その教員自身も、時間管理の意識が全くないというか、希薄化するような背景が今申し上げましたようにありますので、ここに対してもって意識改革をしていただく。そして、それから支援をするとか、タイムカードとかも今市長のほうからおっしゃっていただいた施政方針の中で一つの手法として提案されておりますけれども、このタイムカードをするときも、一通りの取り決めというか、タイムカードを使うから恐らく働き方は変わらないと思います。これはあくまでもその現状を把握して、そこにどうやってメスを入れていくかということになると思いますので、この意識改革について教育委員会としてはどのような取り組みを考えていらっしゃいますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ありがとうございます。おっしゃるとおりです。タイムカードは、私たちは働き方改革という中の一つには位置づけておりますが、これは先生方の勤務時間の縮減に直接役立つというふうには思っておりません。昨年度、本市がタイムカードを入れるといたときに、他市町からそれでは解決にならないだろうというご意見をいただきましたけれども、私たちはスタートは現実をきちんと捉えることからじゃないとスタートしないというふうに思っているんですね。しかもその現実を捉えるのは管理者である学校長、教育委員会だけではなくて、働いてある先生方が毎日記録することで、そこを意識していただくというのが一つ大きなことなんだろうと思います。その後いろいろなことが派生してくるものであって、まずは実態を捉える。その後考えられるのは、例えば重点課題とかビジョンをはっきりして、もうそれ以外のものを削っていくというんですか、スクラップの部分をきちんとつくっていくということとか、それから教員でなくてもできること、先ほど給食費のことも言われましたけれども、そういったことです。教員の仕事と教員でなくてもできる仕事は何かということ

を分けていくとか、それからもう前例にとられないような学校経営をしていく。つまりこれがもう伝統的な行事だからそのままするという考え方ではなくて、子どもにとってどんな意味があるかということによってやっていく。それから、学校のサポーターや応援団、保護者や地域の方に協力してもらおうといういろいろありますが、まずはスタートとしてのタイムカードというふうに捉えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 教育委員会から学校へ調査とか報告依頼とかの1カ月の件数について、政令市で大体60%、市町村で大体26.4%が30件以上あるということで、教育委員会から学校に負担をかけている部分もあるのではないかと、またそういったところの改善も必要じゃないのかということ、それから学校自身も改善をしていかなければならないこのカリキュラムマネジメントの中で、学校経営というところも入ってきておりますので、ここは校務分掌とか、先生方の役割分担を明確にしてということなんでしょうけれども、まずは教育委員会自身がこういった学校への負担を軽減をさせるものであるとか、文科省のほうからは業務改善方針、計画を策定することというふうに教育委員会なっていますが、この件についてしっかりとつくって、それを学校に提示するといったそういったことも今考えてあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） おっしゃるように、先生方へのアンケート等で一番負担になっているのは調査なんですよ。それで、一つは、今やっているのは、共同事務実施等で事務の効率化を図っているんですけども、事務官が調査物の一部を担うというようなことを一つやっています。それともう一つは、もう小さいことかもしれませんが、うちから学校に調査があるときには、もうあまりファクス等を流さないで、みんなで手分けして電話しています、すぐ済むように。そうすると、もう聞き取りで済むものは聞き取りで済ますとか、それから前に出した調査と同じものは、もうそれから引っ張って、これで間違いはないですねという形でしたりとか、結構細かく気を使ってやっております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） ぜひこの教員全員が働き方改革というか、自己管理をする能力を養うということは、民間企業ではこれは当たり前なことなんですけれども、ここがやはりちょっと世界が違うような今までの背景がございましたもので、ここをどうやって速やかに統一感を持たせるかというところに尽きるのかと思います。

方法としてはいろいろあると思いますけれども、先ほどご答弁いただきましたように、夏休みの間に閉庁日を設けるであるとか、さまざまなやり方がたくさん今から考えられてくると思いますので、細々したことはもう聞きませんけれども、この統合型校務支援システムについてだけ教えていただきたいんですけども、これも予算化の方向ではあるようなのでお聞きしたいと思うんですが、これは県単位で調達とか運用したほうが互換性とかいろいろなものがあるのかなとも思うんですが、これについては業務の電子化またはメールだけのやりとりなん

か、どこら辺までを想定してこの校務支援システムのほうの導入の構想があるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 電子化で言いますと、まず通知表が多分お子さんがいらっしゃる方はもうもらってきてもわかると思うんですけども、パソコン等で打ったりとか、あと指導要録等もそんなふうに打っていますけれども、校務支援システムというふうなのは、教員間とか何か提案するときに紙媒体ではなくて電子媒体等でやりとりができるような、あとはLANでつながっているいろいろなことが可能にはなるという可能性が非常に高いし、先生方も楽にはなると思うんですね。ただ、さっき言われた全県下でいくということになると、もう既に導入しているのがぽつぽつとあるんですね。違う型のものを導入されたりしていますので、県下一斉ということはどうですかということに県のほう問い合わせしてみたんですけども、今のところ考えていないということですので、市独自の取り組みになるだろうと思っています。財政状況等勘案して考えていきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） それであるならば1つお願いというか、しっかりと取り組んでいただきたいことがございます。それは児童・生徒の理解支援シートというものについてでございます。これはもう学習指導要領には障がいのある児童・生徒については教育支援の計画を作成するというふうに規定はされていますけれども、不登校ぎみであるとか、また問題行動があるとか、さまざまなお子さんに発達障がいとかさまざまのお子さんに対しての支援シート、支援計画の中で共有しながら、文科省のほうも今まで一人のお子さんに幾つか課題が複数個ある場合は、それぞれつくっていた作成のシートが一本化をして、そこに保健室の先生であるとか、担任の先生、適応室の先生であるとか、さまざまところでの共有をしながら、追求をしていながら、ケア会議にかけていながら支援をして継続をしていく、こんな仕組みを太宰府市としてもしっかりとつくっていただきたいと思っているんですが、この件についてお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 情報共有をやっていないわけじゃないんですね。マンツーマン方式とって、一枚の担任なり、担当なりがつくった紙をもとにいろいろ情報交換しているんですけども、言われたように、じゃあそこにいろいろな情報を入れ込もうとしたときには、なかなかもうみんなが紙をそれぞれ持っている状況だから、同じような会議をしても、最後同じような結論が出るかとか、誰が何をやるかというのが明確にならないまま終わることもちょっと課題としてあるんですね。ですから、今おっしゃったような方法は一つの大きなそういったものを解決する方法だろうと思いますので、今後、先ほどから新学習指導要領にICTが必要だということももう私たちも十分理解していますので、順番というか、順位性を考えながら一つ一つ進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） これから各自治体、ICTの活用次第で大きく支援内容も変わってくると思いますし、今2019年には文科省のほうから予算措置として考えているのがLINEでのいじめ相談、こういったものも入ってきております。それで、教育支援センターの充実についても、こういったLINEを使ったりとか、SNSをうまく活用をして、未然に防げるものはしっかり防ぎながら、一人一人のお子さんとしっかりと子どもさんに向き合っていけるようなそんな時間をつくっていただけるような教育行政であっていただきたいと思います。どうか今回副市長の今までの本当に経験に裏打ちをされたご就任、そして教育長のしなやかで女性の視点からの教育改革、そして市長の速やかな政策への提言に期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで13時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2件について質問をいたします。

1件目は、減災対策についてです。

市長の施政方針で掲げられておられます第7のプラン、防衛省、自衛隊と連携した市民の安全安心については、市長は防衛大臣政務官という政府の一員としての役割を経験されて、消防庁、警察庁、防衛省関係機関との協定を本年度はまず想定される地震、豪雨で発生する被害と災害対策を予測・分析するための準備・調査を行い、あわせて自衛隊や警察などから現時点で可能な支援内容の調査をされ、地震、豪雨の災害被災と災害対応について、スムーズな対応ができるよう万全を期しますと言われておられます。また、平成15年の本市の豪雨災害から15年の節目を迎えるに当たり、安全安心のまちづくりの防災意識の向上を促します。私も同じ考えですが、市民の方々が災害に関心を持たれ、自分の命は自分で守る、それを踏まえた上で平成30年3月に新たなハザードマップが作成されたと思います。災害が起きてからではなく、災害の備え、自分が住んでいるところがどんな場所にあるのかを知り、防災意識を持たれるためのハザードマップであると思います。

そこで、2項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、大雨、地震による避難所について、緊急一時待機施設とは緊急的な集合場所として利用する施設となっていますが、避難場所として使用できない施設を緊急一時待機施設としていいのか。太宰府といえば太宰府天満宮、国立博物館、竈門神社等を訪れる観光客に近年

は外国人も多く、もし災害があった場合の緊急一時待機施設として誘導していいのか。

また、太宰府の協定避難所についてであります。市との協定に基づき、災害の危険がある場合や災害が発生したときに応じて、市からの依頼により避難所として利用していただく施設です。協定していただいた学校を初めとする施設を災害、日常時以外に、祭日、夜間に避難する場合や人が多い太宰府天満宮の観光客に対しての誘導等も含め連携対策はできているのか、お伺いいたします。

2項目めは、ため池を含む農業用施設の耐震、森林荒廃の未然防止、保安林指定を含めた強度間伐を行うとありますが、河川の整備は何も触れられておられません。平成29年7月5日から6日にかけて、朝倉市、大分県を中心に集中豪雨が発生し、7月6日の降水量500mmを超える雨量、死者37名、行方不明者4名、発生直後には2,000名を超える方々が避難生活を送られています。改めて犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

朝倉市等では楠田市長ともよくお会いしました。私は、防災士の関係から、直接現地に入り、ボランティア活動、東峰村ではスタッフとして活動に参加してまいりました。平成24年7月の北部豪雨、久留米城島町、八女星野村にも同様に活動してまいりました。今までの災害は7月にかけて多く豪雨が発生しています。河川の冠水、氾濫乱発に危惧しているところです。

そこで、太宰府市でも今後あり得る豪雨災害について、できることから減災対策が必要だと思えます。太宰府の河川整備について、平成25年6月に一般質問をしたときも、県の維持管理をされておられる関係機関に要望され、対策工事を施工していただきました。そこで、5年が過ぎ、今では土砂が堆積し、木々が成長しているようです。太宰府の計画が現在どのように進められているのか、現状をお聞かせください。

2件目は、道路整備についてです。

水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁跡までの散策路の整備については、平成23年度6月に質問していただきました。散策路は、市民が朝夕散歩、また小学生・中学生の通学路としても市民の方や観光客の方も今では安全で安心して利用されています。その際、歴史的風致維持向上計画に基づき整備していただき、感謝申し上げます。

1項目めは、景観に配慮した転落防止柵の設置について、散策路と平行している県道、史跡地側の路側帯の石の塀の整備についてです。

平成24年12月に質問したところ、昨年には水城小学校、学業院中学校から途中までの石の塀がパイプガードレールに工事が終わり、路側帯も広くなりましたので、車を運転する方も見通しがよくなったとの声を聞いております。あと残された石の塀の工事が始まっているようですが、今後の計画はどうなっているのか。

また、道路の亀裂があり、道路が傷んでおります。県に要望されていると思えますが、その改良状況、要望内容、県の対応をお聞かせください。

2項目めは、県道、国道の都府楼橋の交差点の横断歩道及び歩行者信号についてです。

平成22年6月にも質問しましたが、平成21年に要望して、今後も引き続き要望していくと答

弁があり、あれから10年が経過しております。その間、都府楼橋の交差点での事故が頻繁に起きておる現状でございます。現在はどうになっているのか、お聞かせください。

3項目めは、通古賀近隣公園交差点から直進の道路ですが、筑陽学園正門の道路には一旦停止、「止まれ」の標識がなく、安心安全が望まれます。また、生徒さんの通学路で正門でもあります。どちらが優先道路なのかわかりません。車同士の接触事故、車が頻繁に通る、事故となりかねません。大きな事故が起きてからでは間に合わないと思います。カーブミラーは設置されていますが、一旦停止線、「止まれ」の標識が必要だと思います。

以上2件について、答弁をお願いします。再質問は議員発言席から行います。

○議長（橋本 健議員） 1件目、回答をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

まず、本日、大阪を中心に大きな地震が起きておりまして、現時点でも死者が3人、けが人も200人以上ということで報道がされております。本市としても何かお役に立てることがと思いつつ、この状況も見守ってまいりたいと。改めて犠牲になられた方にはお悔やみと、そして被害者の方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

まず、私の災害に対する姿勢に対しまして、原田議員には共感をいただきましてありがとうございます。今後も議員の貴重なご経験に基づくさまざまなご指摘をいただければと思っております。

本市においては、市内に風水害や地震に対しての自治会公民館や公共施設などを災害の危険を避けるための指定緊急避難場所や家屋に被害を受けた方などの滞在施設として指定避難所を設け、加えて私立高等学校の体育館などに協定避難所を設けております。地域によっては災害警戒区域などの立地や建物の構造の関係で指定緊急避難場所にできない公民館もございます。緊急一時待機施設は、避難行動を円滑に行っていただくための施設でありますので、指定緊急避難場所などと異なることを機会あるごとに周知してまいります。

次に、協定避難所は、民間や関係機関の協力のもとに設置できる避難所であり、公共施設の避難所の補完施設でありますので、今後とも協力を求めてまいりたいと考えております。

また、近年外国からの観光客も急増しておりますので、災害時の対応は重要な課題と考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 1件目の減災対策についての1項目め、緊急一時待機施設と協定避難所についてご回答申し上げます。

緊急一時待機施設は、当該施設と最寄りの指定緊急避難場所や指定避難所との距離や災害警戒区域内の立地状況などを検討し、災害発生時に一時的に集合できる施設を指定をいたしております。状況により移動が可能になった時点で指定緊急避難場所などに避難していただくこと



が必要になります。

また、協定避難所につきましては、市との協定に基づき、災害の危険がある場合や災害が発生した場合に、必要に応じて避難所として利用させていただき施設でございます。開設に当たりましては、市から施設に開設の依頼をいたしまして、施設の了解のもと開設するもので、運営については市が行うということになってございます。

次に、太宰府市を訪れる観光客に対しての災害時の対応についてでございます。

豪雨や台風につきましては、天気予報などで事前に情報を得て警戒ができますけれども、地震は予知が困難でございまして、震度が大きい場合には被害が広範囲にわたり、大混乱することが予想されます。そういったことから、地震が発生した場合の観光客の避難対策に重点を置かなければならないというふうに認識をしているところでございます。観光客が避難の指示や避難場所への誘導を的確に受けることで、身の安全を図れるわけでございますが、市職員だけでは人員に限りがございます、全てに対応できません。そのため、関係機関や事業者の協力が必要不可欠であり、太宰府天満宮や観光協会、関係事業者への協力要請等を実施してまいりたいと考えております。具体的には、避難場所の確定や誘導経路、外国語による伝達方法などを関係者と協議、決定し、共通認識のもとで誘導などの行動をスムーズに行ってもらえるよう協力をお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

なお、協定避難所につきましては、太宰府市民を対象とした避難所として利用することで協定を締結をいたしておりますので、市民以外の利用はできないことになっております。観光客が一時的避難できる施設につきましては、また別に検討を行っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 次に、2項目めの御笠川の土砂や樹木の撤去の計画についてご回答申し上げます。

初めに、昨年度において、県が管理いたします御笠川における那珂県土整備事務所によるしゅんせつ等の事業につきましては、4月から6月末に水城の老松神社から上流200mほどの付近において工事延長93mのしゅんせつを初め、6月から7月にかけて御笠川の支川であります大佐野川の県道板付牛頸筑紫野線から上流1,400mの立竹木の伐採工事、6月に五条橋から双葉老人ホーム前の高砂橋までの区間の伐木工事とあわせて、太宰府小学校下の朝日橋上流の護岸工事を実施していただいております。また、2月から3月下旬にかけて、宰府一丁目の大町公園付近で堆積しておりました土砂の撤去もしていただいたところであります。

今年度におきましても、御笠川と鷺田川の合流地点のしゅんせつ工事を実施をしてもらっており、大佐野川の護岸工事につきましても、先日、那珂県土整備事務所と現地の立ち会いを行いまして、出水期明け——10月以降になりますけれども——に工事に入っていただく予定であります。また、三条台入り口の普賢橋から双葉老人ホーム付近までの護岸が侵食されている箇

所につきましては、昨年度の測量に引き続き施工に向けて取り組んでいただいているところがございます。

なお、那珂県土整備事務所では、樹木の伐採、撤去やしゅんせつにつきましては、各市町からの要望に基づいて現場確認を行って、緊急性、優先度の高い箇所から順位を決定して、地元市町と協議をしながら実施していくことになっておりますので、今後につきましても随時要望を上げて、工事実施に向けた協議を重ねてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

先ほど市長から、今朝7時58分に発生した大阪府の北部の地震について言われましたけれども、私も映像を見て、小学生がちょうど通学の時間であり、通勤の時間でもあり、小学生が避難場所として運動場にたくさん集まっていた映像が本当に目に映っております。

そうした避難場所というのが、太宰府市民はもとより観光客、市長が先ほども冒頭で申し上げられていましたように、もし地震があった場合、風水害の場合はもう太宰府市には人は来ないと思います。それで、地震がもしも今日みたいに日常時に来た場合、そのときの避難施設、一時待機所ということについて再質問をさせていただきたいと思っております。

今回、3月に初めて防災安全課の担当によりまして、立派なハザードマップが災害の備えということであつてあるんですけれども、その中から何点か質問をさせていただきたいと思っております。

1つですけれども、市民が自分たちの避難場所の待機一覧表として見たときに、この緊急一時待機施設というのは、緊急的な集合場所として利用する施設なのに、避難場所として上げられているのであれば、私は、この緊急待機施設の中に、風水害のみは北谷公民館、松川公民館、水城ヶ丘公民館、それと風水害、地震のときは、内山公民館はこの備えのマップを見たときに、利用できませんということなのか、利用できますか、はっきりしていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ハザードマップのほうにも緊急一時待機施設とは何ぞやというようなところを載せてございますけれども、もう一度お話しいたしますと、災害時に緊急的な集合場所として利用する施設ということで、指定緊急避難場所や指定避難所などではございません。次に移る避難行動が移動が可能となった場合には、最寄りの避難所へ避難してくださいというようなところございまして、これなぜここが緊急一時待機施設かといいますと、例えば内山、北谷、松川とかというところになりますと、その敷地自体、全てがイエローゾーンにかかっている。それと、水城ヶ丘公民館、水城台公民館につきましては、一部イエローゾーン、一部レッドゾーンがかかっているというようなところから、この指定緊急避難場所としては指定できないというような場所になっているというようなところがございます。あくまでもここに一時

的に避難をしていただいて、次の避難行動に移るまでの間の暫定的な待機施設というようなところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） その指定避難場所というのが内山公民館は書いてないんですけども、その内山公民館については、もう避難場所とはしてないということですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほど来からお話していますように、緊急一時待機施設というような取り扱いでございまして、実際に避難するということになりますと、そこから避難するとなると、九州情報大学の体育館でありますとか、その近くの避難場所のほうを指定するというような形になってこようかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 指定緊急避難場所についてなんですけれども、先ほど申しましたように、大阪府の北部の子どもたちが避難場所として運動場を使って、集合場所としていました。この避難所等の一覧表には太宰府小学校は校庭と体育館を利用されるということで書いてあるんですけども、あとの10校の小・中学校については、校庭のみしか書いてないんです。体育館は使えないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 全くその校舎が使えないということではございませんけれども、周りの状況を勘案しながら、その周辺の避難所のほうに誘導するというような形になってこようかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） では、太宰府小学校だけ校庭と体育館って書いてあって、10校について体育館というのが表示されていないんだから、体育館は利用できないのかどうかをお聞きしています。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 体育館も利用できるということでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） わかりました。ここはミスだったのかなと思ってお聞きしたんですけども、そのほかにも電話番号が書いてあるんですけども、緊急避難場所ということで市役所の方が公民館とかに行かれると思いますけれども、電話がついていないところが10カ所あるんですけども、それは電話は必要じゃないということでそこに設置されていないのか、ちょっとそのところをお聞きしたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） もともと公民館に電話が設置をされていないところが数カ所ござ

います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 避難場所になったときに必要ではないだろうかと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 場合によってはコミュニティ無線、無線のほうでそういった連絡等は行っていくというような形になろうかと思います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 風水害も地震のときも指定緊急避難場所としてされている以上は、電話が取りつけられるのであれば取りつけてほしいと思っております。

必要ないと自治会のほうから言われるとどうしようもないと思っておりますけれども、そこが本当に緊急避難場所として行っていいのかどうかという確認も市民の方から来た場合にはやっぱり必要じゃないかなと思われましたので、そのところは電話が設置された場合にはここに電話番号を入れていただけるように、これを100%とは言いませんけれども、各自治会の考え方で電話を置く、置かないがあると思っておりますけれども、電話というのも不通になって使えないかもしれませぬけれども、普通日ごろがそういうふうな公民館等に電話はあったほうが良いなと思ひまして、ちょっと聞かせていただきました。

続いてですけれども、先ほどの答弁で、協定避難所には市民以外の利用はできないということになっておりますと部長のほうから答弁がありましたけれども、それは観光客に対しての差別発言ではないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 協定の中に市民を対象にというようなことがうたわれておるといふようなところでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 結局観光客、先ほど市長も観光客も増加していますので、災害時の対応は重要な課題として考えておりますという答弁でしたけれども、観光客が太宰府の竈門神社であったり、天満宮であったり、そういうふうなところで地震が起きました。どうしたらいいのか。広場に集まってくださいという協定避難所の方をお願いする、そういうふうなこともお願いするべきではないでしょうか。市民の方はこちらです。市民以外はもう来ないでくださいって言うのと一緒じゃないでしょうか。だから、やっぱり観光客も含めて協定避難所に協力している施設につきましては、観光客も訪れるかもしれませんが、日常時にはこういうふうに来るかもしれませんがよろしくお願ひしますって協定書の中に書くべきではないだろうかと考えております。お願ひします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 観光客の一時避難というのと太宰府市民が風水害等によって避難する場

合と、ちょっと分けて考えていただければなあというふうに思っています。観光客の一時避難というのは、先ほども原田議員のほうもおっしゃいましたけれども、風水害のときには観光客来るということは余り想定されないというような形になりますので、どちらかといえば地震時の一時避難というような形になってこようかと思えますけれども、その場合でありましたら、まずは建物とかの倒壊がないような広場、例えば天満宮の駐車場でありますとか、そういった社務所の広場、また太宰府遊園地の広場とか、そういうようなところに誘導していくというのを天満宮とも協議をしながら誘導のマニュアルを作成していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そういうふうに指定避難場所になっていないところに対しても、そういうふうな観光客が多いところについてはお願いの通知をして、もういつあってもいいように通知をしていただきたいと思っております。

それと、とにかく参道とかにお店がたくさんありますので、地震災害には液状化現象が発生して、通電火災というのが発生しやすいと思います。今日の朝のテレビでももう火事になっておりました。一回停電すると、次に復帰したときに火災が起こりやすくなっておりましたので、そういうふうな部分もガスを使用していたら切るとか、自分自身の身を守って、電気ブレーカーも落とし、そして外に出ていくように安全を促していただくような防災マップにさせていただけたらと思いますので、そういうふうな避難時の心がけもこの中に入れておいてもらいたいと思います。

そして、今後、平成15年7月19日に太宰府市では1名の方がお亡くなりになりました。そういうふうな豪雨災害が二度と起きたくはないんですけども、起きたときにどれだけの減災対策ができるかというところに焦点を持っていってもらって、この前市長の答弁で、代表質問の中で聞きましたけれども、市役所の内部では6月2日に防災訓練があったということを知りました。15年前の7月19日の災害を知る人が市役所の職員は半分ぐらいになられたということですけども、平成15年7月19日の災害を知らない職員につきましては、今後知らせるべきだと私は思います。それを風化してはいけないと思うんですよ。太宰府で起きた場合には、こういうふうな豪雨災害があったんだよということは職員に知らせるべきだと思いますけれども、部長、どんなふうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先日、6月2日の日にそういった災害の対応の訓練、係長以上で行ったわけですが、原田議員おっしゃいますように、その15年前の災害を経験した職員がだんだんだんだん少なくなっているような状況でございます。今後、その若い職員も含めたところで市全体の災害のシミュレーション並びにそういった災害の訓練等を行っていくところで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） では、2項目めの河川の整備についてでございます。

これもやはり起きてから整備をするのではなくて、起きる前に対策が私は必要だと思っております。この質問につきましても、冒頭で申しましたんですけれども、今後太宰府でもあり得るゲリラ豪雨、雷とか頻繁に発生する夏が今からやってきます。予測がこれは難しいと思うんですよ、豪雨については。もうある意味厄介な存在じゃないかと思っております。

道路の冠水は雨の量が多くて、排水が追いつかず、排水の機能が低下することによるものです。そこで、日ごろから側溝の掃除とか、雨が多く降ったときに側溝から水があふれているよなどの情報提供を、地域、自治会等に対応の協力を促す、危ないところがあれば市のほうに言ってもらって、できる範囲で側溝の土砂を出すなど、それを自治会と協力というのは市のほうからできないんですか。自治会のほうにお願いするようなやり方で。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私ども、自治会のほうには、年に2回のクリーンデーということがございますので、その際に側溝だけではなく、水路とか、あと自宅の周りの草取りとか、本当に協力をいただいているとは思っています。

それで、側溝のいわゆる詰まりにつきましては、一応自治会のほうからも市営土木という例えばちょっと大きな工事を出していただく場合もありますし、維持的にすぐに行えるような場合については、維持工事でその都度といいますか、住民からの要望等によって上がってきますので、建設課のほうで現地を見て、土砂の撤去を特に出水期といいますか、今ちょうど梅雨に入っていますけれども、梅雨に入る前には集中的にやるように建設課のほうでもそういう準備はやっていますので、もちろん私どもだけじゃなくて、今原田議員おっしゃったように、やはり自治会とか地元と協力しながらということは必要不可欠だと思っておりますので、その声に応えるようにということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そして、平成25年5月に堆積土砂及び樹木の撤去の要望を行いましたという答弁をいただきました。やっぱり強く申し入れをしなければ、防災面から那珂県土整備事務所として事前に協議を行った上でされていると思っておりますけれども、その平成25年5月には防災面から緊急に今回は市によりまして河川内の樹木の撤去をしましたという答弁でございました。太宰府の中央公民館の裏から都府楼橋、朱雀大橋にかけては木々が本当にこれ道路ではないのかなあとというぐらいに川が見えないんですよ。だから、今から来る豪雨を考えると、那珂県土整備事務所のほうにその都度その都度言われているというのは重々私はわかっておりますし、市の職員さんが一生懸命されているということはわかりますけれども、本当に雨が降って、豪雨が来て、そして住宅地に水がまたオーバーフローしてあふれる。そしたら、また被

害が大きくなる。そういったことを太宰府は一回経験があるんだから、御笠川で河川が氾濫して、住宅の車がもうみんな水浸しになったという経験があるので、特にそういうふうなことを二度としないように、河川の整備は毎年見たらもうわかると思います。観光客もあそこの橋をちょうどとまるバスがおって、河川を見たときに、わあ、太宰府の川はすごいねって言われると思うんですよ。私がそう思いますので。ご協力できるのあれば、県のほうに随時申し入れをされているとわかっていますけれども、もう一度やがてそういうふうな豪雨が来ることも予測して、急に言うのではなくて、早目早目の対策をお願いしたいと思っております。

これは私の簡単な意見なんですけれども、土砂の堆積というのは、消防団でも防災訓練というのがあって、川において土砂を土のうに積んで、そしてそれを土のうの訓練みたいなこととかそんなことをしたらいいなあという、私は消防団として入っておりますので、そういうふうなこともちょっと考えておりました。

先ほども言ったように、災害が起きてからじゃなくて、減災対策が必要だと思えます。1件目につきましてはこれで終わりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） それでは、2件目の道路整備についての1項目め、水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁跡までの散策路に平行する県道路側帯の景観に配慮した転落防止柵の設置状況につきましてご回答申し上げます。

今回ご質問いただきました水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁跡の路線は県道筑紫野太宰府線で、路側帯に設置されます転落防止柵は、県的那珂県土整備事務所により改修と路肩整備が施工されております。

施工の内容といたしましては、学業院中学校から大宰府政庁前までの374mの区間に設置されています高さ0.7mの水路側の防護壁を高さ1.1mのガードパイプ式の転落防止柵への改修と路肩整備を行うものでございます。当事業につきましては、平成27年度から昨年度までに延長168mが完成しており、今年度におきましては、8月までに延長74mを改修する予定となっております。今後は残延長の約132mにつきまして、平成31年度以降に順次整備を行っていくことを県に要望し、協議を行っているところでございます。

また、道路舗装につきましては、学業院中学校から五条交差点までの区間の整備を要望いたしておりまして、学業院中学校から政庁跡までの区間は、転落防止柵の改修工事が終了した後には実施し、政庁跡から五条交差点までの区間は、現在も計画的に年度計画で施工をしていただいているところでございます。

次に、2項目めの都府楼橋の県道、国道の横断歩道、歩行者信号の設置についてご回答申し上げます。

原田議員より、過去2回、議会でもご質問いただいていた箇所でございますが、毎年信号機の設置に関して警察等に要望を出しているところでございますけれども、設置が進まなかった

こともありまして、平成26年6月に公安委員会委員長、筑紫野警察署長宛てに市長名で信号機の新設及び改良に対する陳情書の提出を行っており、ご質問の箇所も市内重点箇所の一つとして要望を行ってまいりました。しかし、現在も議員ご指摘のように、歩行者用信号、横断歩道ともに1方向が設置されておられません。陳情書に上げました6カ所のうち3カ所につきましては、信号機、横断歩道の設置が終わっていますことから、今回のご質問箇所ほか2カ所に関しましても、状況の確認と設置に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、3項目めの筑陽学園の正面玄関に面する道路の一旦停止の標識設置についてご回答申し上げます。

この場所は、朝夕、抜け道としての通行量も多く、筑陽学園生徒の通学路でもあります。この一旦停止の措置についてでございますが、標識や停止線の設置の所管は県公安委員会でございますので、先ほどの2項目めの回答と同様になりますけれども、市内の設置要望箇所も多いことから、再度筑紫野警察署への確認と要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） この2件目につきましては、市のほうも要望として上げられているということですので、それはまた引き続きよろしくお願ひしたいと思いますけれども、その中でちょっと1点だけお伺ひしたいと思います。

その交差点についてなんですけれども、県道と国道、バイパスができて、もう今30年を通過しております。その都府楼橋の交差点も頻繁に事故が起きているようですけれども、その都府楼橋から政庁跡のほうに行くところも結構事故が起きているようですので、道路、ゾーン30というのが今度新しくできたので、ちょっと見ていきたいなとも思います。そういった人が通る抜け道とかというのは、車が速度を出して、今カーナビがありますので、抜け道がよくわかってあり、速度を出されたら事故のもとになると思います。ゾーン30というそういう規定ができるのであれば、そういった標識をしてもらおうとか、それとあと小学校、中学校、高校の通学路の路側帯には子どもたちが歩く場所だによって、歩道がない所もあるので路側帯の内側のほうにカラー舗装をしていただけたらということで要望をさせていただきます。

それと、先ほど部長もおっしゃいましたように筑陽学園の道路につきましては、もう本当に抜け道ということになっていますけれども、あそこは覆になるんですかね、そういうふうなところ自治会のほうからの要望とかというのは上がってこないんですかね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 自治会のほうからは、確かに一旦停止とかそういうものをいわゆる交通安全施設ということで市営土木を毎年度末といいますか、平成29年度3月30日までに平成30年度分を上げていただくということで、今年度もそれによって交通安全施設や市営土木を実施していますけれども、今の箇所につきましては上がっていないというふうに私は認識して



います。ただ、そのちょっと南側にある変則3差路といいますか、そちらについてはもう一旦停止とか横断歩道については前から出ていたというのは私ども重々承知していますので、その辺もあわせて、やはり今原田議員おっしゃっていただいたように、小・中学校、高校の通学路については、私ども担当のほうも重々安全面に気をつけてといいますか、注意して整備を進めていくということはあると思いますので、全体を見ながら整備を進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 最後になりますけれども、いろいろな場所で停止線の薄くなっているところ、カーブミラーのところにも木が生い茂って、カーブミラーの役目をしていないところ、そういったところが数多く見受けられると思いますので、そうした停止線の再整備をしていただくとかということ、事故が少しでも減るように、防災、そういった早目の対策をしていただくと減災につながっていくと思いますので、数多く申し入れましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8番 木村彰人議員 登壇〕

○8番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件、職員の人材育成についてと道路事業の進め方について質問いたします。

まず、1件目の職員の人材育成についてです。

平成29年9月議会において、太宰府市の行政改革について質問いたしました。一言に行政改革と申しましてもいろいろな手法や進め方があるわけですが、太宰府市行政改革の重要な柱の一つが職員の意識改革ではないかと考え、太宰府市職員人材育成基本方針について取り上げたところです。この基本方針ですが、平成17年の改定以来10年以上もの間、本市職員の人材育成に活用されてきましたが、第5次行政改革大綱の改定に合わせて基本方針を見直すべきではないかと提案した次第です。

楠田市長におかれましては、徹底した行革と超成長戦略で財政再建を実現するためには、さらなる職員の人材育成が必要であると力強く述べられ、既存の人材育成基本方針の改定に取り組むことを今回の施政方針の中で表明されました。人材育成の詳細については、これからの進展を待つ必要があり、現段階では人材育成に取り組む市長の考え、思いということになるのか

と思いますが、人材育成基本方針の改定に関して3点伺います。

1点目、既存の人材育成基本方針の成果と課題についてです。

まず、10年以上継続してきた基本方針による職員育成の成果についてです。課題としては、10年以上見直しを行わなかった反省はもとより、新たな方針を策定するに当たり、改善すべき課題は何だとお考えですか。

2点目、これからの太宰府市に求められる職員像についてです。

既存の人材育成基本方針では、しなやかな職員を目指しました。信頼、納得、やる気、完遂の頭文字をとって「しなやか」でした。市長が考える新たな職員像について伺います。

3点目、実践的OJT、職場内研修の推進についてです。

通常OJTとは、職場での日常業務を通して業務習熟度の向上、スキルアップを図ることで、このOJTを応用、発展させて、プロジェクトなどの創造的な業務の実践を通して効果的な人材育成に活用できないものか、伺います。

次に、2件目の道路事業の進め方に関してです。

平成30年度の一般会計当初予算238億円のうち、道路事業が含まれる土木費は約20億円、そのうち道路事業関連は約8億円で、予算に占める割合はわずかに3%程度です。この限られた財源の中で効果的に道路整備を行うための事業の進め方に関して2点伺います。

1点目、道路整備の優先順位基準についてです。

増え続ける道路整備要望に対処する方法としては、本当に必要な道路を厳選し、適切な整備水準で事業コストの削減を行い、優先順位をつけて計画的に整備することです。実施すべき事業を絞り込み、限られた予算を集中的に投下する選択と集中です。この事業実施の流れの中で道路事業の透明性を確保するためには、優先順位基準に基づく事業実施が何より重要です。本市においては、どのような優先順位基準に基づき道路整備が実施されているのか、伺います。

2点目、道路などの社会インフラを整備し、適切に維持管理していくための財源と技術職員の配置についてです。

社会インフラ、道路、河川、水道、下水道等の整備と維持管理を行うために、予算と技術職員の数は過不足なく適切な水準で配置されているかということです。現時点においても、道路等の社会インフラへの整備要望が多いことに加えて、近い将来間違いなくそれらの維持管理費と業務量の増加が予想されることから、必要な予算と人員をしっかりと確保し、選択と集中による事業の効率化を図るべきと考えます。

以上2件、お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご質問ありがとうございます。

最初に、1件目の人材育成基本方針の成果と課題についてであります。過去の経緯もありますので、詳細はこの後担当部長から回答をさせますけれども、当時のリーダーが大目標を立て、それにみんなで向かうという手法は一定程度成果があったと考えますが、やはりリーダー

もかわり、時代の要請も変化する中、大目標を不断に見直し、それをいかになし遂げ、その達成度合いをいかに評価するか的手法を検証していかなければならないとまずは考えております。

2点目のこれからの太宰府市に求められる職員像についてであります。

これももちろんこれからの議論をしまいにありますが、私自身、幼少のころから市民の声を形にしていく政治家という仕事を間近に感じ取り、みずからも実践してまいりましたが、やはり市民の声をダイレクトに聞き、選挙という洗礼を受け、それをもとに大方針を示すリーダーと、それを実際に具現化し、事業として動かしていく職員との真の意味での連帯が不可欠だと感じます。そのために、まずは市と市民のためにという姿勢をみずからの存在意義としてリーダーと共有し、公に尽くすことをみずからの喜びとし、その実践のために日ごろより市民の声や時代の要請がどこにあるのかに対するアンテナを高くし、みずからの専門性を高め、広い視野や中・長期的視点、柔軟な判断力もあわせ持つ、そのような職員を念頭に置いております。人生の大部分を市職員として過ごす彼らが前向きにやりがいを持って職務を遂行することができるよう、まずは私自身が率先垂範して市と市民のために頑張り抜く姿勢を貫くことが肝要と考えております。

3点目の実践的OJTの推進についてであります。施政方針でも触れましたように、国、県や他自治体を初め民間企業も含めた人事交流で、相互のレベルアップを図ることを考えております。また、所属を超えて横断的にプロジェクトチームを設置し、解決すべき課題に取り組むイメージも持っております。例えば、子ども・学生未来会議の企画運営を行う若手職員のプロジェクトなどは、まさにその趣旨に沿ったものと言えるのではないかと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、1件目の施政方針で表明された人材育成基本方針の改定についての詳細につきましてご回答申し上げます。

まず、1点目の太宰府市人材育成基本方針につきましては、市職員の育成に関する基本的な方針を定めたものであり、求められる資質や姿勢については、本来的に大きく変わるものではないというふうに考えております。

それを踏まえて、1点目の既存の人材育成方針の成果と課題についてでございますが、成果については、市民や職員から信頼される職員、みずからの仕事に納得し、市民から納得される職員、目標を高く持ち、やる気を持って取り組む職員、最後まで諦めず、責任を持って完遂する職員という4つの目標を掲げ、職員全体で共有したこと、また行動要件や職員としての姿勢を示し、どうあるべきか個人や職場で確認する基準としたこと、職員が自主的に計画し、先進地調査やスキルアップ研修などを実施するしなやか研修制度の立ち上げにつながったことなどが挙げられます。

また課題といたしましては、議員ご指摘のとおり、平成17年度の改定以降見直しを行っておりませんので、10年以上経過した今となっては社会情勢の変化に対応しているか、職員の意識づけとして浸透しているのか、評価や検証を行う工程にはなっていないことなどが挙げられます。

今回、そのようなご指摘も踏まえまして、職員意識の現状を把握するために若年層職員の意識調査を行いまして、管理職や中堅職員に求められる職員像とあわせて、現在の社会情勢やこれからの少子・高齢化時代にも対応できる職員像を階層ごとに描いていく過程をつくりたいというふうに考えております。

次に、2点目の求められる職員像につきましては、市長も述べられましたとおり、やわらかい頭とクールな目線を持った市民から信頼される職員を育成していくことが必要だと考えております。今回の方針の改定に際しては、職員自身から目指すべき職員像を導き出してもらうために、各階層の職員で構成をいたします検討委員会を立ち上げまして、内容を協議していくことといたしております。

次に、3点目の実践的OJTの推進につきましてご回答申し上げます。

現在でも本市ではプロジェクトチームの設置に関する規程を持っておりまして、これを機能させることは可能でございますし、これまでも若手職員の自主研究グループによる政策提案なども実施してきた経緯がございます。また、近年は国、県からの権限移譲や空き家問題や生活困窮者支援など新たな課題に対応するため、複数の部署にまたがる調整会議を行わなければならないケースも増えてきておりまして、横断的な取り組みはおのずと増えているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございました。

まず最初に、市長のご回答の中で、リーダーもかわり、時代の要請も変化する中、大目標を不断に見直し、それをいかになし遂げ、その達成度をいかに評価するかの手法を検証していかなければならないという力強いご回答でしたが、総務部長、石田部長のご回答の中で、求められる資質や姿勢については本来的には大きく変わるものではないと考えておりますという非常に矛盾があるような感じで私とったんですけども、ここの温度差はどういうことでしょうか。それこそ人材育成基本方針をこれから改定するに当たり、こころの温度差があるということは当初から非常に問題かなと思いますので、できればちょっと追加説明があるとすればお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘ありがとうございます。

答弁において、私自身の考え方と、部長としてといますか事務方としての補足という関係もありまして、2つの見方といますか、異なるように見えたかもしれませんが、当然

私自身が今まで積み重ねてきた中での見方と、職員として長年培ってきた見方もおのずとそれは異なることもあるということはまず認識しております。その上で、決して私自身が申したことと先ほど部長が申したことが決して矛盾するわけではありませんで、やはり当然私自身が今回新たに市長としてさまざまな市民の皆様への要請といえますか、これまでのさまざまな混乱も含めて本市にどのように進んでほしいか、そして市長なり職員にどのようにあってほしいかということはさまざま私もお声を聞いてきました。しかし、その声は決して皆さん一緒のわけはもちろんございませんで、この意見もさまざま市民の声もあると思いますし、そうした中で当然行政マンとしての本来あるべき姿ということの根底というものは私も変わらないと思っております。専門性を高めるとか、そしてリーダーが示したものに対してそれを具現化していく、そういうやはりプロの資質というものは、これは当然変わってはいけないものでありますし、政治家とはまたおのずと違ってくる資質であると思います。

その一方で、やはり時代の要請なり、そのときの市の状況に応じて市民の皆様が特に職員に求める姿というのは、その時代に応じて変わってくる可能性もありますので、そうした意味では風通しよく、また今まで申してきたように、さまざまな市民の声も生かしながらの行政というものを標榜していくことが私に今課せられている課題だと思っておりますので、そうした観点も加味しながら、新たな職員像というのをつくってまいりたい、そうした考えであります。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね、今の既存の指針としてはこれですよね。太宰府市職員人材育成基本方針「しなやかな」職員を目指して。これなんですけれども、これ10年以上も改定されておられません。この指針に書いてある市長のお名前が、前、前、前市長の名前です。私、市長がかわれば、リーダーがかわれば、当然この指針もしっかり市長の方針に沿ったところで変えていくものと思っております。しっかりやっていただきたいと思っております。

次に、この既存の指針による成果のほうなんですけれども、これ前回もご質問したところです。この成果をどういうふうなものが、このしなやかな職員というのはどういう形で今の職員に浸透しているかというご質問をさせていただいたところなんですけれども、前回の執行部の回答としては、何をもちしなやかな職員が育っているかという指標を見出すのも難しいので、どのくらい達成しているか回答するのも窮するということでした。

しかしながら、指標としては、市民意識調査というのがございます。この市民意識調査のデータをちょっと見ますと、あなたは市職員の対応や行動などの仕事に対する取り組みについて満足していますかという質問です。これが5年間にわたってその経緯がわかるんですけれども、平成25年から平成28年までが約60%台の方がある程度満足しているという回答でしたけれども、直近の平成29年度、こちらのほうが60%を切っております。それと、また同じこれ市民意識調査です。あなたは太宰府市が効果的に行政運営を行っていると思いませんかというご質問です。これも5年間についての推移がわかるんですけれども、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という方がおおむね50%台で推移しておりましたけれども、直近の平成29年度

は26%に激減しているわけですね。この人材育成基本方針の成果としては、ここら辺が指標としては検証するデータと思われるんですけども、この直近の平成29年度、かなりちょっと厳しい数字だと思いますけれども、これについては市長はどういうふうにお思いでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。改めてこのまちづくり市民意識調査の中で、私の手元には平成22年度からございますけれども、特にこの平成29年が大幅に下落しているということであります。これはもう私が申すまでもなく、平成29年度の本市の状況は非常に客観的に見ても混乱をしておりましたし、市職員といいますか、市の状況が非常に危機的であったということは、これはもう否定しようもない事実であると思います。そうした中で、その原因がどこにあるかということはもちろんこれから今後の人材育成をつくる上で分析もしていかなければなりませんけれども、やはりまずは市民の皆様が平成29年度は特に厳しい状況で、職員も含めてなかなか本来の仕事をする状況になかったということは率直に認めなければならないと、そのようにまずは考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね。まず、評価のほうですね。ちょっと厳しい数字をご紹介させていただきましたけれども、この人材育成基本方針の評価の指標なんですよね。実はこれしか数字的なものがないというのが一つの課題かと思っております。ご回答の中でも具体的な評価するデータがないというところで、それが今回の課題だと思っておりますけれども、確かにこの市民意識調査というのが非常に漠とした質問ですので、これだけをもってしなやかな職員が育っていないということにはならないとは思っております。けれども、その課題として、新しい方針をつくるに当たっては、しっかり評価できる指標というのをもちたいと思っております。その中で、課題として、まず評価指標というところに行きたいんですけども、まずその前に、まずこの10年以上も改定しなかった理由、何ですかと聞かれてもと答えるのに窮するかもしれないけれども、とりあえずこれ聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 本当にお答えにちょっと窮するんですけども、そもそも平成17年につくった人材育成方針が期間の設定というのがなかったというのが一つございます。あと、見直しの工程もその人材育成基本計画の中には示しておりませんでした。これができた背景に、第4次の行政改革大綱がリンクしていったというようなところもございまして、そういった形でございましたけれども、行革大綱そのものも第5次以降がないというような形、つくらなかったというようなところもありまして、そういったところが見直しをしなかった理由といえますか、理由にならない理由ですけども、そういうふうな形だろうというふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そのとおりですね。まず、見直し、改定の期間というのは、何かしらで

明記しておくということが重要だったのかと思います。今言われたとおり、行革に合わせて当然ちょうど良い節目が行革改定かなと思いますので、そこら辺でしっかり改定するタイミングを定めておけば、ある程度見直しがあったんではないかと思います。

それと、この指針の評価というところでちょっとお伺いしたいんですけども、これ本題です。評価するに当たっては、課題としては上がってきたんですけども、これどういうふうに評価していくかというところなんですけど、ちょっと私も考えたところで、今人事評価制度というのが今もう運用中だと思います。これ自体が平成22年からずっと始まっていて、直近の平成30年5月に改定という資料をいただきましたけれども、この人事評価制度とこの人材育成の基本方針、これをセットにしたらどうかなと思っています。今のところ人材育成というのはPDCAサイクルとよく言われますけれども、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改定）、PDCAですけども、人材育成だけではPlan、Doで終わってしまうかなと思います。今回一番大きい反省としては、検証することができなかった。C、Aの部分ですよ、PDCAのC、Aの部分。これが人事評価制度に合致するんじゃないかと思っています。既に人事評価制度は平成30年5月に改定していますけれども、それにこの新しく作り上げる人材育成基本方針をマッチさせる形で動かしていったら、ちょうどまいようにPDCAが回るんじゃないかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 人材育成基本方針でお示しをいたしました職位階層ごとに必要な求められる能力というのをこの人事評価制度の評価項目に出しているようなところでございます。一般職でいえば理解力、表現力、改善力、管理職、中堅、係長とか主任の管理職に当たっては企画力、調整力、指導力といった項目、あと管理職、課長、部長につきましては決断力、政策形成力、交渉、折衝力というような形での職員の階層ごとに求める能力をこの人材育成基本方針の中から持ってきたような形で人事評価に合致をさせているというところで今進めているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 既存の人材育成基本方針とある程度マッチしているということだと解釈します。

次に、2点目なんですけれども、これから太宰府市に求められる職員像についてです。

これ市長のほうからもご回答ありました。もう一回ちょっと繰り返しますと、日ごろより市民の声や時代の要請がどこにあるかに対するアンテナを高くし、みずからの専門性を高め、広い視野や中・長期視点、柔軟な判断力もあわせ持つ、そのような職員を念頭にということですけども、私の感想なんですけれども、私の考えとしては、ちょっとおとなしいかなあという気がちょっとする。ちょっと優等生かなという気がします。特に太宰府市においては、これは私の感想です。飛び抜けた職員とか、行動力とか、チャレンジとか、そういう部分をしっかり

入れてほしいかなあという私の希望ですけれども、また今回清水副市長を初め樋田教育長も本市よりも大きな組織、多くの職員を抱えた組織のご経験があられるということですので、そこから辺のしっかり思いもこの職員像に合わせていただきたい。できれば私の今のひとり言もちょっとあわせていただきたい。チャレンジする職員というのが非常に重要になってくると思っております。

関連しまして、今度太宰府市役所仕事説明会を開催しますというお知らせをホームページで見ました。今週23日土曜日なんですけれども、新規採用職員に対する太宰府市の仕事、業務の説明だと思んですけれども、そこでも恐らく市長のほうから求められる職員像というお話が必ずされると思います。あわせてそのお話も聞きたいところなんですけれども、こういう取り組みが本市においては恐らく初めてじゃないかなと思んですけれども、新採を対象にこういう説明会をするという、これは恐らく市長の発想、申し出かなと思んですけれども、これについてちょっとお話を伺えたらと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。その説明会につきましては、私自身が指示をしたものであります。と申しますのは、まず今年もそうでありましたが、今非常に景気もいいという状況の中で、民間の採用が非常に好調であるという中で、残念ながら本市も含まれますが、公務員志望、そうした方が少し少なくなってきていると。内定を辞退されるケースが見受けられました、本市においても。ですので、やはり実際にただ単に試験勉強なり、面接の練習なりで内定を得れば、内定の得方を学ぶだけではなくて、そもそも受ける段階、試験を受けられる前の段階で本市というものがどういう市であるか、そして公務員、行政というものがどういうものであるか、そして私自身が政治というものをどのように考えてきたか、そういうことも含めて、やはり人生の大部分を基本的には過ごす仕事でありますので、悔いのないように事前に認識をしていただいた上で、そしてさらに先ほどもご指摘ありましたチャレンジングな仕事であると、やりがいがあるものであるということもしっかりとプレゼンテーションした上で、意欲を持ってまず試験を受けて、面接を受けて、そしてぜひ内定をしたならば本市に奉職してもらいたいと、そうした思いで今回のこうした企画を私自身考えたところであります。

今後、そうした今回の説明が採用にどのように活かされたか、当然面接でもその話を聞いた上でもっと有意義なやりとりもできていると思っていますので、そういうことも含めながら今回の結果にまずはつなげていきたい、そして今後の課題を見つけてまいりたいと、そうした思いであります。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ありがとうございます。

人材育成基本方針のお話なんですけれども、やっぱり人材育成の一番の入り口は採用からですね。採用。そこでダイヤの原石をしっかりと集めていただきたいと思っています。

ちなみに、本市、近隣市と競合しています。しっかり本市のいいところをPRして、本市を

選んでいただくように頑張っておきたいと思います。

3点目についてなんですけれども、実践的OJTの推進についてです。

そのご回答の中で、市長のほうから、国、県や他自治体を初め、民間企業も含めた人事交流で、相互のレベルアップというご回答ございました。これについてもうちちょっと具体的にご説明をいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

まずは私自身、今回先ほどもご指摘ありましたが、副市長を県ご出身の方、教育長も女性であり、しかも現場経験、県の経験もあられる、そういう三役体制をとりました。そうしたこと自体が私自身も国の中で短期間とはいえ政府の一員として仕事をしたこともありますので、やはり本市にとどまらず、国や県のそうしたノウハウなり、そうした人材と連携をしていく。普段からそうしたともに切磋琢磨していくといいますか、刺激を受け合いながら仕事をして、職員にさらに伸びてもらいたい。そうした思いでここには書かせていただいております。

それと、先ほど来のご指摘の中で、私自身申し忘れたといいますか、漏れましたけれども、今私自身も非常に悩んでいるところではありますが、市長職といいますか、任期4年間で民主主義の制度の中で選挙があつて、4年間まず選ばれると。その任期の間にどれほどまずは成功をなし遂げるかというのが当然私自身には市民から負託を受けて求められるわけでありまして。しかし、その一方で今までのさまざまな総合計画などは10年間ということがよくとられる形でありました。まず、市長の任期とこの総合計画がずれがあるわけですね、期間の。そのことに対して、もちろんとんでもない市長が誕生して、4年間の間に全てをひっくり返すようなことがあつてはもちろんいけないですし、私は常々そういう政治は行わないように戒めてきたつもりでありますけれども、その一方で市民から選んでいただいて、さまざまな議論をして、争点があつて、そうした政策、お約束をして、その選んでいただいた、負託をいただいた後の4年間での実績というものは非常に本来は市民の皆さんの求めに応じた形だと思っておりますので、そうした意味では職員の方も含めて、この4年間という任期の中でなし遂げること、そしてこれまでの総合計画なり、積み重ねとして連続性を持つべきこと、こうしたことをやはりしっかりと私自身、職員と三役とすり合わせをした上で、今後のこの4年間のあり方、そして今後の総合計画などをつくる方法、こうしたものをできるだけ早くお示しをしたい。そのためのまずは職員のあり方としてのこの人材育成にもつながってくるということも補足として申し述べたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 実践的OJT、職場内研修についてなんですけれども、市長のお考えとしては、所属を超えて横断的にプロジェクトチームを設置しというところで、私もこの考えについては同じ考えを持っております。

そこでもう一つ、もう一步踏み込んで、どういうふうに横断的な職員を集めるかということなんですけれども、形式的に言ったら、トップダウンでその課においてきて、課長あたりから、君、行ってくれという形になると思うんですけれども、そこはやっぱりプロジェクトのリーダーが一本釣りですよ。その職員の適性、能力、何よりやる気ですよ。やる気のある職員を全庁的に各課から一本釣りで選ぶという方法が非常に効果的ではないかと思えます。もしくは、そのプロジェクトに参加する方を募るといって、本当にやる気がある職員を選ぶという方法をとっていただければ、なお効果がある方法になるのではないかと考えております。よろしくをお願いします。

じゃあ、2件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 2件目の道路事業の進め方についてご回答申し上げます。

まず、1点目の道路整備の優先順位基準でございますが、ご質問の優先順位基準といった文書等はありませんけれども、担当課としての現在の基準といたしましては、まず第一に学校通学路の整備、次に踏切道の整備、団地内のメイン道路、まほろば号バス路線の運行ルート、公共施設周辺の道路整備の順で考えております。

また、地元からの市営土木事業に関しましては、平成30年度からは要望される自治会で工事箇所の優先順位をつけていただき、工事を実施していくことにしております。

次に、2点目の道路などの社会インフラを整備し、適切に維持管理していくための財源と技術職員の配置についてご回答を申し上げます。

まず、財源についてでございますが、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び起債を基本として考えておりますが、最近では他自治体を含め補助内示率が低いいため、交付金以外の財源を検討する必要があると考えております。平成21年からガソリン税などの道路特定財源は一般財源化されており、この影響も出ているのではないかと感じているところでございます。

技術職員につきましては、現在、土木、建築系の技術職員が再任用職員を含めまして30人在籍しておりますが、最近では市民からの要望も含め多種多様な業務が増えております。維持管理業務においても、例えば公園の樹木管理業務等も経験豊かなベテランの再任用技術職員で行っている状況であり、また災害への対応につきましても、平成15年の災害を経験しています技術職員も少なくなっておりますことから、技術職員の採用、育成は喫緊の課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） まず、1点目の質問なんですけれども、道路整備の優先順位基準についてなんですけれども、こちらに対する回答としては、ルールはあるけれども明文化した規定がないということなんです。これについては何でないんですかという質問もちょっとばかげて

おりますので、もうちょっと言いますと、この優先順位基準をつくれれば、それに基づいて事業を実施すれば事業の透明性がアップします。アップするとともに、何より担当課として何でこの道路をやっているのかという非常に合理的に対市民的な説明がつくというところもありますので、非常に事業がやりやすいんじゃないかと思うんですけれども、今のところルールはあるけれども、明文化された規定はないということ、これを受けて、これからこのルールを明文化するという方向に行ってほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご提案ありがとうございます。

実は今回回答の中には出していませんが、昨日の代表質問の中で、いわゆる幹線道路の社会資本整備の社会資本総合交付金を使った整備につきましては、平成24年に一応計画を立てさせていただいて、10年間の、平成27年度に少し改定をしているということがございます。それで、そういう計画も、先ほど申しましたように、やはり補助金の内示率といいますか、補助額が下がっているということもありまして、少しまた平成30年度に見直しする必要はございますけれども、そういう幹線道路の整備計画についても、再度見直すのとあわせて、今後、今木村議員おっしゃっていただきましたように、例えば部長なり課長なりがかわったときに、そこが変わるということがあっていいのかということもございますので、そちらの明文化といっても内部できちっと決裁をとってとか、そういうことは今後必要になるのではないかというふうに私も考えておりますので、検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 平成24年度に作成した整備計画に基づいて、社会資本整備総合交付金事業については計画的な形で進めているというご回答だと思いますけれども、そしてそれに関連して、平成30年度の社会資本整備総合交付金対象事業についてちょっとお伺いしたいんですけれども、今のところ平成30年度は7路線の道路事業が上がってきておるとは思いますけれども、この7路線が本市にとって優先順位が高い路線だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 7路線ございまして、それぞれパッケージがございまして、一つは、防災の観点からの橋梁長寿命化、それとあと通学路のプログラムの分、それとあと安全安心の道づくりみたいなことでパッケージごとには分かれておりますが、私どもとしては、そのパッケージごとの優先順位を今回要望をさせていただいていたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そしたら、この7路線なんですけれども、この路線のうちで優先順位というのがあるかと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。予算の関係もあり

ますんで、どれを優先順位第1位に。だんだん優先順位は下がって、優先順位第7位というのは、やっぱり予算の都合でちょっと我慢するというふうになると思うんですけども、この7路線の優先順位というのはついているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 平成30年度に社会資本整備総合交付金でさせていただき事業につきましては、市長、副市長初め内部で協議もさせていただいている状況でございますので、この場でこれを今年やりますという回答が申しわけございませんけれども控えさせていただきます。基本的に私どもは本当に市民のいろいろな声を聞いて、道路整備を進めていきたいという思いで7路線を上げさせていただいていましたけれども、そういう事情がありまして、なかなかできないという非常に厳しいといえますか、苦しい立場になっているところがございますので、その辺は先ほど言いましたように市の内部だけではなくて、やはり地元自治会とか関係者等にもお話をさせていただきながら、事業を少しでも進めさせていただきたいという思いで今年度取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この7つの道路、路線、この優先順位について、市の優先順位というのもあるかと思えますけれども、これ補助金を出す側、国、県の優先順位というのもあるかと思えます。この7つの路線、ちなみに国庫補助の配分率というのはかなり差があるような結果が出ております。配分率が高いものからいうと、これが88%というこういう高いものがある中で、低いものは7%と非常に差がある。ここら辺から補助金を出す側、国、県の優先順位、道路事業、各路線に対する優先順位というのがあるかと思うんですけども、うかがい知れるというか、ここら辺についてちょっとご意見をいただきたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 一応優先順位につきましては、やはり私どもが決めるわけではございませんので、なかなかここでこうですよということが間違っただけを申しましてはいけませんので。ただ先ほど述べましたように、今本当に防災とか、減災とかというところの事業に対しては、非常に国、県も補助をつけていると、ほぼ補助率の100%ですけども、そういうことがございますので、まずはそこが第1点あるのかなという思いはしております。あとの事業につきましては、太宰府市の中でどうということもありましようけれども、国の方針として配分があったというふうにも聞いていますので、その辺を確認しながら事業は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 明確な国、県の方針というのは、優先順位というのはわからないようですけども、これ私の考えといえますか、これも客観的な考えと思ってください。国、県が重

点的につける部分というのは、国庫補助を手厚くつけるというのは、やはり老朽化対策とか地震対策の部分であったり、それとか踏切改良に関するものであったり、あと通学路とかそういうものであったり、そういうものを優先的に国庫補助をつけているというふうに私も思います。

その流れの中で、今回ちょっと課題になっていますね。水城駅・口無線の問題ですけれども、国費の配分率が20%と非常に厳しい状況ですけれども、現段階では財源不足により当初の計画どおり事業を進めることができない状況ではあります。対応方針については、議会最終日の議会全員協議会で説明があるとのことですので、結論はそこに持ち越したいと思うんですけども、それに関して優先順位ということもありますので、関連してちょっとお伺いしたいことがあります。国費の配分率が20%といっても、かなり大きな金額だと思います。それに対応する市債等を合わせると、それまたかなり大きい事業費になります。とすると、それこそ今問題になっています保育園の建物を移転させなくても、逆にそれを除けば、残りの補償と事業費が今回の補助配分プラス起債部分で全部終わっちゃうんじゃないかと。保育園は残りますけれどもね。それ以外の補償と用地費と工事費が今の国費プラスそれに対応する市債で賄えるというふうに私は思うんですけども、これについてはどうですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） たびたびご提案いただきましてありがとうございます。今議員おっしゃったことも一つのいわゆる補助事業費をきちっと使うといいますか、有効に使うという一つの方法だと思っておりますけれども、先ほども申しましたように、今その補助事業をどうするのか、今後、水城駅・口無線も含めてどういう整備をしていくのかということを協議をさせていただいておりますので、今そういうふうにしますという明言はできませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうしてくださいと言っているんじゃないくて、それだけの予算があったら、保育園以外のものが全部賄えるんじゃないですかという質問です。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おっしゃるとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね。限られた予算を選択的に選んで、集中的に投資するという観点からいいますと、国、県からするとちょっと優先順位が低いという認識、この路線については、それこそもっと柔軟な考えで、できる範囲でなるべく早く事業を終わらせるというほうが公共事業としての市民に対する利益ですよ。ずっと工事中、事業中ということのほうが非常にマイナスなことではないかと思っています。できる範囲でスピード感を持って、最後まで完遂するということが市民にとって一番メリットじゃないかと思っています。

続きまして、2点目ですけれども、道路などの社会インフラを整備し、適切に維持管理していくための財源と技術職員の配置についてお伺いします。

過去の土木費についてちょっと振り返ってみました。平成10年度、今から20年前なんですけれども、全体事業費210億円のうち土木費が何と42億円、全体予算のうちの約20%が土木費だったという20年前、私もびっくりしました。今で言うと民生費がかなり大きい割合を占めていますけれども、今から20年前、一番大きい費目は土木費だったんですね。またさらに時代進みまして平成20年、全体予算のほうは190億円のうち土木費が20億円、10%に下がっております。20%から10%、激減です。これについては、恐らく平成15年度の災害というのがあったと思います。また、区画整理事業もある程度収束を迎えたということで土木費が下がったんですけれども、そして平成28年ですよ。平成28年、全体予算は250億円に対して土木費が16億円、約6%という形で、かなり少ない、激減というか、低い水準でいっております。これについて今のところ100億円規模の民生費に対してこの負担が年々増えていくというのは目に見えたことなんですけれども、この土木費、かなり少ないと私は思うんですけれども、これは仕方ないのでしょうか。このまま我慢するしかないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） さまざまご指摘をいただいております。ありがとうございます。

なかなか20年前、10年前、そして平成28年の割合から何が適正かというのは非常に説明しづらいということはあると思いますし、私も、過去のことでするので、今の時点でこれが正しいかどうかの中身の分析もしなければいけないと思いますけれども、ただとにかくいずれにしても民生費が増加しているということは、高齢化が進む中、そして今回のさまざま議論になっておりますけれども子どもの問題、子育て、教育、こうしたものに対するニーズも非常に高まっている中で、おのずとこの土木費の部分が少なくなっていることは、決して本市にとどまらない時代の流れではあるのかなと思っております。

ただ、そうした中で、その一方で先ほど来ご指摘ありますように、その部分が少なくなればなるほど地域でこうした事業に従事されている会社など、また地域の経済の浮揚についての問題もあると思いますので、やはりその透明性を高める、優先順位をどのように決めていくかを市民の皆様にご理解をさせていただくというあり方というのがむしろ求められてきていると、かつて以上に。そうした思いも改めてご指摘で感じたところでもありますので、そうしたことも今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今の土木費が本市にとって適切な水準かどうかというのは非常にわからないところだと思っています。技術系の職員についても、果たして今の職員数が多いのか、少ないのかというのも簡単には答えられないことなんです。しかしながら20年前に土木費を持って行ったまちづくりというのが、恐らく今のまちのフレームになっているんだと思っています。現時点、本市で計画的な土木というか、まちづくりの工事的なものが行われているかとい

ったら、この予算ではそれこそ点的なもの、線的なものの工事しか行われていないんじゃないかという気がしてなりません。やはり予算と職員数ということではこういうことなのかもしれませんが、それこそ未来を見据えた場合、今のこの事業のツケといたしますか、それが結果が出るのがそれこそ10年後、20年後ですね。あのときにこれをやっとならばよかったですなあとと思うときが来るんじゃないかという気がしてならないんですけれども。ちょっと漠然とした質問ですけれども、将来の太宰府市に残すべきまちの土台とか、枠とかという意味での土木費、これをしっかり確保していかなければいけないと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議員のご指摘のように、まさしくこれまでこの本市のまちづくりのフレームとして、この土木費というものがやはり計画的に計上され、総合計画などで実行されてきたということも事実だろうと思います。そうした観点から、やはりこの土木なり、建設なり、そうした予算というものの必要性は私ももちろん否定するものではありませんし、でき得ることならばこうしたまちづくりのために、どの分野もそうでありますけれども、予算の枠を広げたいと。ですから、そういう意味では240億円ほどの今の予算規模をやはり増やして、自主財源を増やす中で、経済規模を拡大する中でパイが膨らめば、こうした全体の枠を膨らますことも不可能では決してありませんので、私自身はやはり全体としての本市のまずは規模を広げていかなければならないと、財源を高めていかなければならないと、そう考えております。いずれにしても先ほどのように、そうした中で特に例えば渋滞解消のための土木予算、本当であれば今これからはさまざまな審議会でもご指摘あると思いますけれども、観光のためにもそうした土木予算というものをやはりできるだけ確保をして、できるだけ地域の市民の方々も住みやすい、訪れていただく方にも快適であるようなまちづくりをするためには、幾らあってもやはり足りないというのも事実であると思いますので、そうしたことを可能にするような本市のさらなる発展に尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ありがとうございます。

最後です。

実施すべき事業絞り込みですね。限られた予算を集中的に投下する選択と集中を徹底しつつも、予算も含めて積極的にインフラ整備を考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時30分まで休憩いたします。

休憩 午後3時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告に従い質問します。

本市の公共施設においては、適正な管理がなされていると思料いたしますが、改修や建てかえはさておき、日常的に電気、ガス、機械設備、水、清掃、空気環境測定等の点検や管理など、多岐にわたる業務が必要です。多くの施設は指定管理者に管理が委ねられ、そこからさまざまな業者に業者委託されていると思いますが、指定管理者からの報告に対してどのようなチェックが行われているのか、概要をお聞かせください。

また、指定管理者制度によらない直轄の施設では、業者の点検等において市の職員が対応されるのでしょうか。その場合、専門的な知識を持った職員が当たられ、法令の遵守や細部の確認をされているのか、伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） それでは、市の公共施設の監理状況についてお答えいたします。

公共施設は、教育や福祉、地域活動の場として市民生活に大きな役割を果たしている欠かすことのできない市民共有の財産です。太宰府市には、庁舎を初めとする主要な公共施設が39施設あり、それぞれの施設において性能維持と施設利用者にとって安全で良好な環境を提供することを目的として、関係法令等に基づき定期点検や検査など施設の維持管理を行っているところでございます。

施設の用途、規模によっては管理に特別な知識が必要となり、法定で資格要件を厳密に規定された技術者の選任が必要とされています。そして、その技術者が管理者への報告を含め法定点検等に立ち会い、施設を適正な状態に保っております。

初めに、市が指定管理者からの報告に対してどのようなチェックを行っているかというご質問につきましては、市から管理運営を受けた指定管理者が機械設備、電気設備、消防設備、給排水設備、空気測定など各種定期点検について専門業者と業務委託契約を締結し、その中で選任された技術者のもと、点検報告をまとめている状況でございます。

指定管理者は、何らかの異常が認められる場合は、委託した専門業者から報告を受け、速やかに委任者である施設所管課に報告を行うこととしており、そこで設備の故障等に対応すべきものがあれば、施設所管課で修繕や部品交換などを行っております。

また、各年度終了後は、市と指定管理者間の協定で管理運営に係る報告書等の提出を定めており、事業報告書、統計資料及び評価シートによる報告を受けているところでございます。

次に、指定管理者によらない直轄の施設において、専門業者の点検が適正になされているかということにつきましては、各委託業者の仕様書の中で、関係法令に基づく技術者の配置、点検項目、点検回数及び報告書の作成などを定めており、提出された業務報告書の中身について



て、各施設所管課の担当者が確認を行うことにより、適正な履行の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

まず、こういった質問をするのは、私、初めてなんですが、なぜ質問するのかというと、一般市民からこういった内容について、複数の方々からいろいろな疑義が出されておられます。以前から目にはしておったのですが、改めてそういった私どもに複数の議員に提出された資料を見ますと、やはりおかしいなと。これはやはり議会でお伺いする内容かなと思ひまして、質問として取り上げたわけでございます。

まず、そうですね、今お聞きしました1答目に対しまして、幾つかちょっと確認させてください。

ちょうど今ご回答の中段あたりに、その中で選任された技術者のもと、点検項目をまとめて云々というところがありましたが——要は指定管理者の話ですね——指定管理者が今度は報告をします。その中で専門業者と業務委託契約、その中で選任された技術者というのは、具体的にどういうふうなことを指すのか、もう少し説明してください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 公共施設につきましては、非常に複雑ないろいろな電気とか、水道、衛生設備等もございますので、その中でやはり専門に技術者を選任していく必要があるわけでございます。例えば、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、俗に言う建築物衛生法ですか、それによれば建築物環境衛生管理技術者という、それからまた電気事業法におきましては電気主任技術者、消防法等におきましては消防設備士または消防設備点検資格者などですね。あと、建築基準法による定期報告等もございますので、その点からいけば建築士とか、そういうふうなもろもろの技術者、集団が必要だということで、それぞれ一緒のところもありますけれども、専門業者に委託しているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 済みません、私の聞き方が悪かったのかもしれないけれども、その技術者のもとって、この技術者というのは、指定管理者の中の職員なのか、指定管理者が業務委託したその業者の中の職員——恐らくそうだと思うんですけども——なのか。その「もと」というのはどういうもとなのか。その人が要はやっているということを「もと」というふうに表現しているのか、その人のもと、全体で一緒につくっているのか、その辺をちょっと確認しておるんですよ。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 議員おっしゃる後段のほうですよ。委託業者の中にいらっしゃると

いうことでございます。その委託業者の中で選ばれているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） わかりました。

それで、市の公共施設について、今お答えでは39施設ということですが、これも少し確認させてください。これは学校施設を含むものか、含まないのか。11校を除いた、教育関連施設はやっぱり建物としては当然該当しますからね。そういうのを含めたのが、だから学校を除けば、これから11引けばいいのかが一つ。その幾つの内容です。

それから、指定と直管の別。具体的なところはいいですから、幾つと幾つと3つと残り全部とかという感じでも構いません。

そして、この指定管理者を制度にのっとって管理を行っているところについて、全く他のいわゆる専門業者とといいますか、法人である場合と市の外郭団体である、その別を数字でお示してください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） まず、主要39施設の中からでございますけれども、学校施設は11校を引けばそれ以外の施設になります。

あと、指定管理でございますが、基本39施設をベースとして考えさせていただいた場合でございますが、10施設が指定管理者を導入している施設になります。その中で、市の外郭団体以外のところといいますと、史跡水辺公園——市民プールですね——それと体育館、それだけでございます。

（「北谷は」と呼ぶ者あり）

○総務部理事（原口信行） 北谷は市の体育協会ですから、外郭団体といえば外郭団体。それだけでございますね。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 済みません、別途通告しておけばよかったと思いますが、管理形態というのは、今申しましたように、直轄と指定管理者、指定管理者はそういうふうな外郭団体と全く専門のところと——シンコーさんみたいに——ということに主に分けられると思うんですが、それらについての報告、チェックというのは当然年次でございますよね。それに対するチェックは、先ほどの1答目にあつたとおりでございますけれども、まずこの指定管理者というものについての根本的なものはどういうところかというところで、まずうちの手続等に関する条例、これを少し確認させていただきたいんですけれども、第1条はよくて、趣旨ですね。第2条第1項に第8号各号あるんですけれども、この中に申請の資格というのがある。第5号、申請の資格がありますが、ここの中に指定管理者が備えるべきその人材の中の有資格者を規定しているのか、この事項を明示して募集する部分——第2条ですけれども——があるのか、この前なら第8号、その他市長等が指定する事項なのか、まずどっちなのか教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 応募資格という有資格というのは、このガイドラインの中にも入っていない状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 一つ一つ聞かずに全部まとめて聞きますと、今の第2条の募集ですね。今度は第3条の申請で、これも第1項第4号にその他市長等が必要と認める等々、こういうのがあるわけですね。選定に関しても、これも第1項第4号で、施設の管理を安定して行っていて、それらしいものはあるけれども、たしか私も指定管理者に関して若干かかわった経緯も以前ございまして、記憶をたどっても特にそういうものはなかったと。協定の中にあつたような気もちょっといたしとるんですが、特に書類を持つとるわけじゃございません。ということで、まずこういうふうな指定手続、まず候補者をつくって、議会の議決を得て契約というか、指定をするわけですね。だから、そこに至る過程で特にそういうふうな資格の明示がないということですよ。今の認識でいいですかね。ちょっともう一回。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 資格等については、協定等の中で定めるといような形で、この中も公募選定の部分と、あと随意選定、それぞれの仕様書等が当然ございますので、その中から選定をしていくといような形になってございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） わかりました。そうですね、仕様書とか協定書とか、そういうふうな細々決め事はあつたとたしか記憶しておりますが、その中で年次はこれは事業の計画であるとか、報告であるとか、いろいろなアンケートにしる、何にしる、年次報告というのは当然されて、きっちりチェックをされると思いますが、これに対して月々行われているような管理、状況に関する月報、日報と——日報というのは毎日じゃないですよ。何々、例えばトイレが何かがあつたらそういうふうな後は一々報告するとか、電気系統が何かあればとか、確かに故障にかかわる分はさっき1答目でお答えいただきましたが、なぜこんなことを聞くかということ、建築物というのは建てることで目に見えますよね。評価も経過、大分傷んできたなというのもわかると思うんだけど、いわゆる管理というのは書類の積み上げだと思うんですよ。適正な書類を積み上げることによって、ああ、ここはこのバランス的にここはもうそろそろ考えないかなということが結局その施設の長寿命化につながるとか、経費の節減につながるというふうな気がするわけですよ。そういうふうな若干面倒いかもしれんですけども、そういうことはやられてあるのか、聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 平成28年9月に指定管理者の制度の運用ガイドラインというのをつくりまして、その後平成29年4月にも改定をしているところでございますけれども、実施状況の点検等については、まず事業計画書を2月に提出して、それからの始まりになるわけでございます。

すが、月次報告書というのが毎月所管課がその実施状況を報告させるというような仕組みになっておりますので、それを所管課が確認をしておるといふようなところでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） わかりました。年次、月次ともにきちんとやっておられると。

ここからなんですが、要は受け取ったというのと精査したというのはもちろん違うのだけれども、そもそもこの指定管理者にするメリットと申しますか、目的というのはいろいろ幾つもうたわれているけれども、実際のところはやはり経費の節減が大きいのかなど。しかし、経費は節減するけれども、市の代行的な役割であるから、決して質は落としていかん。それどころか、民間の知恵とかいろいろなものでもって、もっと発展的に活用しなさいと、そういうことですよね。そういうことであるならば、そういう見方ということに関してはいろいろ多くを求められると思うんですよ、チェックに関して。そういうふうな視点で、業者の担当で具体的にちょっと聞いていきたいんですが、まず本市の担当というのは、今私が質問しているような内容というのは、この後ろに課長もおられるんで、公共施設整備は管財課でしたよね。もう一つの建設課の維持管理係というのは、建設課はこれは建物そのものの管理というふうには認識しておるんですが、それは私の認識です。

ここから先、指定管理者の話をしていきます、まずは。指定管理者が業務委託をした場合にどういうふうにするのかと。指定管理者のどなたかが業者の対応をされるのか。業者が点検等をされた。ほいで、受け取った。そして、受け取ってぽんというわけにはいかんから、当然確認印を押したり、内容を確認されますよね。それはその指定管理者の中のいわゆる団体プロパーと申しますか、もともと団体の方がされるのか、それとも市からいわゆる担当職員って申しますか、出向と申しますか、行ってある市の職員がするのか、まずそこをちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） プロパーか市の出向職員かということについては、とりたてて規定はないと思います。ただ、いろいろな状況から考えて、市の職員がするのが多いのかなというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 最初に3通りに分かれるって言ったけれども、まずちょっとはっきりするために、指定管理者が一般の業者である場合は、この場合、ちょっとここから外していいと思うんです。これはもうもしその管理に問題があれば、条例にもきちんとあるように、停止であるとか、あるいはもう指名停止、いろいろと措置も規定してありますので、要するに信用するしかないと思うんですよ。あえて今日特に質問したいのは、市が直営しているところはどうしても職員が当たらねばならない。皆さんその専門的な知識を持っている方ばかりとは限らないと思うんですよ。所管の係が膨大な量を数人で担当されるのも少しちょっと不自然な

気もします。そして、今度は市の外郭団体ですね。外郭団体がやるのも、どちらかという身内というような表現もあれですけども、かなり何か雰囲気が違うのかなど。その中に、何ていいますか、業者は専門家なんですよ。その辺できちんとかみ合っているのかなという疑問が私もあるんですよ。それを冒頭言いましたようにいろいろと指摘されたので、お聞きしようと思って聞いてくるのですが、まずその業者の点検等において、市の職員や団体職員さんかもしれませんけれども、市のOB等かもしませんが、対応する場合、その専門知識や資格、先ほど回答の中にもありましたけれども、特定の施設云々というのは3,000㎡以上の特別建築物ですか、そういったことを言っていると思うんですが、そういった資格を持った方が立ち会って、あるいは受け取った報告書のチェックに当たるのか、そこを確認させてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほど来ちょっと申し上げておりますけれども、非常に専門性の高い業務でございます。例えば、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の中にも、その要件の中に建築物環境衛生管理技術者は、これが第6条なんですけれども、当該建築物の維持管理が建築物衛生管理基準に沿って行われているかどうかということについて、必要があると認められるときは当該特定建築物の所有者等に意見を述べるができること。要するに、議員おっしゃっている監理という考え方ですよ。それも私もそれはある一定必要なことだと思います。ただ、この建築物の監理ということに関しては、一応「さらかん」とか、要するに今おっしゃっている監理ですね。本当の監理、要するに監督の監理。それと、適切な状況に持っていくというたけかんむりの管理ですね。どちらかという、たけかんむりの「管」のほうがもう非常に専門的で、非常に指導的な立場も担っているというのが現実でございます。そういう状況を持ちまして、指定管理者が委託する専門業者がそれだけの法に基づいた権限もございまして、要するに責任もあるということをもって、そちらのほうに今基本的にはお願いしている。ただ、数量等の確認は市職員が行っているというような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） そうですね、私の通告にもそっちの監督のほうの「監」を書いておりますし、実際管理というのはこっちのたけかんむりの「管」ですよ。何というか、有機的と無機的な感じもしますし、そういうふうな直接の業務以外にも人的な管理とか、財産的な長期的な管理であるとか、そういうようなひっくるめたのがこの市のいわゆるこっちの監督の監理だろうとは思うわけですよ。

そういう中で、今言いました有資格者の配置が求められるのはおっしゃったとおりですね。その辺を全部やっているか、やっていないかというのをここで聞きしても、それは法令で定められた分はいやが応でもしなければならぬ。ただ、その方々が一回一回一緒について回って、立ち会ってやるのかどうかはこれはまたケース・バイ・ケースだと思うけれども、最終的に上がってきた書類は必ずや目を通して、複数、何々館だったら最後の館長の判こに至るまで、その責任者、その中に有資格者の判こがあるはずですよ。それは間違いのないかな。ちょ

っと答えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 書類をいろいろ全て確認したわけではございませんので、そこら辺の限定的なことはちょっと言えないんですけども、基本的に必ずそういうふうな必要な資格者は選任しておりますので、その選任の中で行われたものについて報告を受けて決裁をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 例えば、施設としたら全ての施設ですから、防火管理者とかはありますね。これは多分特に資格はなくて、名前は誰でもそういう名前になれるのかなと思いますし、あるいは特定建築物であれば、建設物環境衛生管理技術者、こういった方はこれはもうきちんと資格ですね。これを持っていないとだめということで、これらに関して防火管理者もそうですが、常勤、非常勤というものがあると思うんですよ。その建物に常在というて24時間という意味じゃなくて、主におられない方がそういう名前ができるのか。そういう方もそういうふうな判こを決裁に押すのか、その辺はどうですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 常駐か常駐でないということは限定はされていないと思います。ただ、やっぱり非常に大きな施設等については常駐にならざるを得ないというような状況があるかもしれませんけれども、基本的に常駐かどうかというのは限定されていないような状況でございます。ただし、施設ごとで必ず選任された方はこの方ですというような形では申し上げられるような状況にはなっとるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 冒頭、市民からの指摘って言いましたけれども、ちょっと歯に物が挟まったような言い方なんで、具体的に言いますと、別にどこの施設とか、誰がそれがとかということとは申しませんが、要はモニタリングをきっちりやってほしいということなんですね。どういったことがあるかという、いっぱい実はあるんですが、作業の指導監督は、特に報告書の記録表の数字にかなり激しい言葉使っているのと言わないけれども、問題だということを強く指示してありますね。それから、幾つもあるんですが、電気関係とか、さっき言いました給水関係、それから空気とか、残留塩素とか、さまざまところでなかなか見せてくれと言ってもなかなか見せていただけないというようなことなんですが、まず市ですね。ちょっと整理すると、直轄と直営と。直轄に関しては、通常の情報公開の手続で、別に隠すような問題じゃないですから、そういうふうな記録表とかの開示はできると思うんですが、指定管理をされている部分に関してはどういう手続をすればええのか、ちょっと教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 市直轄につきましては、もう当然のことながら情報公開請求していただけはお見せしなければならぬということでございます。ただ、指定管理につきましては、基本的にそこら辺を規定しているものについてはないみたいでございます。ただ、状況的なことからいけば、やはり市の管理している施設でございますので、そこら辺については基本にお見せしていくというのが順当なことじゃないかなというふうに個人的には思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） たしか市に提出された年次報告等、そこには細かいそういうふうなことは載っていないんですが、月報等が出てあるのであれば、それは開示の対象になると思いますので、そのように理解します。

先ほども言いましたけれども、例えばこれなんか平成15年に建築物の管理法が特定建築物の要件とか、空気中の測定、ホルムアルデヒドとか、空気調和設備とか、飲料水、雑用水、清掃及びネズミ等の駆除等について変わったそうです、私は内容は存じませんが。ほかにもあるんですが、例えばこれ一つ、これに関してその後、改正前のそのまんまの基準で報告がなされとったというふうな指摘もあるんですよ。今ここでこれを聞いても、今から調べにいかんとだめだろうから、そういうふうないわゆるやや報告が、絶対完璧とかというふうなこともどうかと思うんだけど、そうあるべきなんですけれども、そういったことのご認識というか、そういうこともままないこともないというかな。まだありますよ。幾つか言いましょうか。例えば、揚水ポンプが2台あって、数値が全く一緒とか、そんなことはあり得ないですよ、物が違うんですから。全く同じ数値が書いてあるとかで、細々言ってもあれなんです、そういうふうな何かちょっとした情報というのは執行部のほうには何か入っていますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） いろいろ市民の皆様の中で非常にお詳しい方がいらっしゃって、情報公開請求でご指摘をいただいているということは伺っております。先ほど申しあげました法改正に伴って、いろいろな例えば測定項目が変わったりすることにつきましても、実情を言いますと、やはりどうしても専任の技術者がそれなりの専門性を持っているということで、その方々をお願いしているというのがこれが実情ではございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） もう私どももそれ以上余り詳しくは、想像で質問してもだめですから、あくまでも事実に基づいて、あるいは事実とみなされるようなことについてお聞きしたいと思うんですが、ここで提案といいますか、じゃあどうすればいいかということをおなりに考えてみたんですが、以前からICT関連に関して、市長も新しくなられたんですが、よく以前から市長にはCIO、情報化統括責任者をつくって、本市のIT関連の予算というのは相当なもんですね。十数億円は軽くいく、どこでもそうかもしれんけれども、そういったところのいろいろな見直しとか、助言とか、いろいろなことにそういうふうな専門部署までいかんけれど

も、担当者を置いて、名ばかりのＣＩＯ、こんなん言うたら失礼ですけども、以前聞いた  
ら、助役であるとか副市長が、私がじゃあこれこれって答えられますかというたら、そんなも  
ん部下に答えさせますというだけの話なんですよ。私が言っているこの責任者というのは、実  
務ができるレベルの責任者ですね。そういうふうな、だから偉い人じゃないんですよ。そん  
なふうな人を置いてはどうかと。そういうふうな部署、係もそうですけれども、それらはどう  
もやはり組織上難しいようなところがあるので、やはりそういうふうな外部からそういうふう  
な方を、詳しい方いっぱいおられますよね。団塊の世代でそういうふうな方、経験持たれてい  
る方いっぱいおられると思うんですよ。そういった方をお願いして、具体的には例えば防災で  
あるとか、防犯であるとか、あるいはこの前の給食、あれは否決されましたから、何かいろ  
ろなところで要所要所でそういうふうな置いたり、あるいは発案されたりしているでしょ。こ  
んなのもやっぱりそういう方がおられると、うんと違うのかなあと感じたりします。考えたく  
はないけれども、必要でないような検査を繰り返されたり——するのかどうか知りませんよ—  
—そんなふうなこととか、あるいはその施設が、一番心配するのが健康診断と一緒にしょ。人  
間の健康診断の結果がどうも怪しかったら、これって大変なことですよ。そういうふうなこ  
とも考えまして、今日はちょっと私の質問の仕方まいまいちで、お答えしていただいたけれど  
も、やはり何かまだ納得がいきません。まだシリーズ化するか、せんかはちょっと今からです  
が、私どもも今後の状況を注視してまいりますけれども、市もよくよく目を光らせて、そして  
市民からそういうふうな目を向けられないようなご努力をお願いしまして、終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで16時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第
2項の規定により、本日日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

次に、3番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔3番 船越隆之議員 登壇〕

○3番（船越隆之議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い施政方
針について質問させていただきます。

1項目め、市長が7つのプランを上げておられます中の第6のプラン、民間の知恵を生かし

た高齢者福祉の活動の場の支援についてお伺いいたします。

市長は、介護予防、生きがい活動、支援活動、老人クラブ関係事業、老人憩いの場整備事業等を通じ、高齢者の集いや憩いの場を確保するとともに、高齢者が介護予防、生活支援の担い手として活動できるような環境を整えてまいりますと語っておりますが、具体的な内容を説明お願い申し上げます。

また、この部分で、本年度について一定の財政支援を行うとありますが、本年度だけでしょうか、お考えをお示してください。

2項目め、障がい者福祉の推進についてですが、平成15年にこすもす学園を宰府福祉会に移譲されたことにより、それ以後の障がい者への支援のあり方がどう変わっていったのか、また今後はどのような方向性を持って推進していかれるのか、お伺いいたします。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 施政方針第6のプラン、民間の知恵を生かした高齢者福祉についてご回答を申し上げます。

1点目の高齢者の活動の場の支援についてでございますが、介護予防・生きがい活動支援事業につきましては、地域の実情に応じて運営され、ボランティアなどを主体とする任意団体が行う介護予防体操やサロン活動などに対しまして、その活動が継続して行うことができるように、年間12万円を限度といたしまして財政支援を行っております。平成29年度は45団体に407万6,400円を交付いたしました。近年の地域活動等の活性化に伴いまして、交付団体、交付金額ともに年々増加をしているところでございます。

次に、老人クラブ関係事業につきましては、高齢者の生きがいや健康づくりに資することを目的としております。長寿クラブ連合会及び単位クラブの活動に対しまして予算の範囲で財政支援を行うことにより、高齢者福祉の向上を図っております。平成29年度は、長寿クラブ連合会に対しまして100万円、単位クラブにつきましては、24クラブに対しまして合計で124万4,160円を交付しておりますが、近年は新入会員の減少による長寿クラブ内での高齢化も進みまして、役員のみ手がいらないなどの理由から活動が困難になり、長寿クラブ連合会を脱退するケースも見受けられております。しかしながら、長寿クラブにつきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、生活支援、介護予防の担い手といたしましての役割も期待されているところでございます。

また、太宰府市長寿クラブ連合会は、今年で50周年を迎えられ、節目の年でもございますことから、広報紙等を通じまして高齢者に地域参加、共助社会の重要性を理解していただきますとともに、会員数の増加並びにさらなる組織の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、老人憩いの場整備事業につきましては、高齢者に対する教養の向上及びレクリエーション等を行うための憩いの場、集いの場の整備を各自治会において促進するため、その建物の新築及び増改築に要する経費を助成しております。現在、老人憩いの場を整備しているところ

は、44自治会中21自治会にとどまっておりますが、老人憩いの場合は、介護予防やサロン活動等の拠点施設としての機能をあわせ持ちますことから、地域の高齢者がいつでも気軽に利用できる施設といたしまして、今後もその整備につきましては自治会などと意見交換をしていくこととしております。

以上、施政方針に記載しております3つの事業の内容につきまして説明をさせていただきましたが、いずれの事業も補助金等の交付につきましては交付規則にのっとり行っているものでございまして、今年度だけの交付ということではございません。

ただし、最初に説明をさせていただきました介護予防・生きがい活動支援事業につきましては、本市におきましては平成29年度からスタートした介護予防・日常生活支援総合事業と密接に関係いたしますことから、今後は交付金の使途を明確化するとともに、地域支援事業への移行について検討していくこととしております。

次に、2点目の障がい福祉の推進についてご回答申し上げます。

ご質問いただいておりますこすもす学園は、昭和58年に開設され、太宰府市立知的障がい児通園施設及び心身障がい者通園施設として運営しておりました施設でございます。その後、なお一層の療育内容の充実を図るため、県の指導を受けながら検討しました結果、施設の運営に実績のある社会福祉法人に経営を委ねることが最良の方策であるとの結論に至り、平成15年度に類似施設を既に運営されておられ、優良な実績がございました社会福祉法人宰府福祉会に移譲をいたしました。以降、すみれ園として運営を続けられ、現在は児童発達支援センターといたしまして、障がいのある子どもへの支援にご尽力をいただいているところでございます。

本市におきましても、児童福祉法の改正によりまして、障がい児の支援の強化を図るため、従来の障がい種別で分かれていた体系につきまして、障がい児施設及び事業の一元化が実施され、これまで県が決定しておりました障がい児の通所サービスにつきましては、市町村が支給決定を行うようになり、より身近な地域における通所支援が可能になっております。

さらに、障がい者の福祉サービスにつきましては、多くの事業所が開設されておりますので、これらの施設を利用することによりまして、自立訓練や就労訓練などの支援を実施しているところでございます。

本市の障がいのある人への支援といたしましては、障がいのある人の意思を尊重し、住みなれた地域で日常生活及び社会生活を営むための障がい福祉サービスの提供や相談支援などを行っており、障がい福祉の推進に努めております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 1点目の地域支援事業に移行したいということはどういうことなのか、ちょっと詳しく説明してほしいんですが。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 現在、市では、介護予防・生きがい生活支援事業といたしまして、

各地域で行われますサロン活動やそういったものに対しまして一定の補助を出しております。これは市の単独事業で実施をしております、先ほどの回答の中でも言いましたけれども、現在では45団体、約400万円の支出となっております。

一方、介護保険における一般介護予防事業、これの中で地域介護予防活動支援事業といたしまして、市町村が介護予防に相当であると認めた場合の住民のそういうサロン活動、もうそういったものをこの介護保険の中の事業として行うことが可能となっております。この交付対象になりますと介護保険での給付ということになりますので、国や県とかの補助の対象になってまいります。この活動を国や県の交付金の対象事業とすることによりまして、一般財源の圧縮に寄与するというふうに考えております。

ただ、どうしても国や県の補助を受けるということになりますと一定の制約が当然かかってまいります。太宰府市のほうでも、この事業につきましては規則等を設けて、一定の制約をかけた中で実施をしておりますけれども、さらにもう少し事業の内容の見直し、そういったものが必要になってくる可能性が出てまいります。ですから、一般財源からの歳出が圧縮されると言いながら、事業の中身をもう一度検討し直さなければならないという点も出てまいりますので、今後そういうところをじっくりと見きわめながら、移行について検討をしていきたいということで先ほどの回答の中で説明をさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） その事業に移行するというところで、何かメリット・デメリットというのは、今言われたような内容なんですかね。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 当然メリットといたしましては、先ほども言いましたような一般財源からの歳出の圧縮につながるというところがメリットでございます。ただ、デメリットとしては、その分どうしても自由度がなくなってくると、そういったところがデメリットとして挙げられるというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） ありがとうございます。

それでは次に、すみれ園が実際にどのような活動を今されているのか。何でこの質問をするかということ、私の息子も障がいを持って、太宰府で探していたんですが、こすもす学園が移譲した後だったんで、なかなかそういう施設を探すのが困難だったんですね。だから、市外に入れるという形でいろいろな形で苦勞しました。そういう形を含めての質問なんで、太宰府にやっぱ障がい者のお子さんたちを持たれた方、それから障がいを持たれているそれなりの年をされた方なんかもいっぱいおられるわけですね。そういう形で、何で私が太宰府がこすもす学園を手放したのかなあというのが一つあって、それはもう平成15年にあったことで、今さら言うてもどうしようもないんですが、そのときの市長さんに対しましては、こすもす学園だけは手放してもらったら困りますよという話は私もいたしました。そのときは、ああ、そうかなあ

という話だったんですが、その後、手放した2年後ぐらいに、あのときの舩越さんが話していた「こすもす学園」は手放すべきじゃなかったと、市として、そういう答えが後で返ってきたんで、そのときにその市長にも言いましたけれども、あれだけ太宰府で唯一のそういう国の補助金を受けながら建てた施設を手放すというのは、二度とそういうことはできませんよと。二度とそういう施設を太宰府でつくることはできませんよということも申しました。そういうことがあったもんだから、今回そのいきさつを聞きたいためにこの質問をさせていただきました。ありがとうございました。

今度、実際どのような今活動をされているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 当時、平成15年から移譲ということになっておりまして、なお一層の療育内容の充実を図るということで民間への移譲というのを当時決断したという経緯が当然であろうかと思います。今のすみれ園につきましては、保育士でありますとか、心理士、また言語聴覚士や作業療法士、栄養士など、実に多くの専門的な職員を配置されまして、本当に専門的な療育の実施というのをされているというふう聞いておりますので、ある意味そういったところから当時も判断をされたんじゃないかなというふうには考えております。

現在のすみれ園でございますけれども、児童発達支援事業を実施するほか、児童発達支援センターとしての役割も果たしております。また、近年利用者が非常に増えております。放課後デイサービスでありますとか、福岡県の療育支援事業といたしまして類似施設のまた専門的な指導とか、そういったところにも当たってあるということで、非常にそういう専門的な施設が市内にあるということは私たちも心強く思っておりますのでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員） ありがとうございます。

それで、この市長の施政方針の中で、高齢者が介護予防、生活支援の担い手として活動ができるような環境を整えるって書いてありますけれども、この担い手というのはどのように解釈したらよろしいでしょうか、ご説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 担い手といいますのは、いわゆる支える側の方のことになってくるわけなんですけれども、この中で太寿連、いわゆる老人クラブの方々にもその大きな役割を担っていただけるというふうに我々は期待をしているところでございます。現在、支え合いの地域づくり事業ということで地域を回らせていただいております。その中でもお話はさせていただいておるんですけれども、市内の65歳以上の高齢者の方約1万9,000人おられます。介護の認定を受けてある方が約3,000人となっております。残りの1万6,000人というのは、我々、非常にふだんから活動してある元気な高齢者というふうに考えております。また、太宰府市の敬老会を見ましても、77歳以上の方が対象になっておりますけれども、本当に元気な高齢者の方がたくさんお見えになって、歌や踊りの披露などがあっております。高齢者支援計画を策定す

る際のニーズ調査というのをいたしておりますけれども、その中でも一番望んでいる支援というところで一番多かったのは、声かけとかそういうところです。今から高齢者の方、地域と疎遠になっている方も非常に多くなってまいりますので、そういったところに声かけをしていただいたりとか、そういったことは非常に大きなことになってくるだろうと思っております。ですから、高齢者が高齢者を支えるという言い方をすると、若干ちょっと語弊があるかもしれませんが、まだまだ元気な高齢者がたくさん今から増えていくというふうに思っております、そういった方々にはぜひとも担い手にもなっていただきたい。

これ地域福祉の中で入れておるんですけれども、支え合う一人一人が主人公ということで、ある意味では支えられるところもあれば、ある意味では支えるところもある。一人一人がそうやって支える側、支えられる側としてしっかりと頑張っていこうというのが今からの地域福祉の我々の理念というふうに思っておりますので、そういった意味で担い手として、単純に生産年齢人口というんですか、若い方が金銭的な面とかそういったところで支えるということだけじゃなくて、地域に戻ってこられた高齢者の方も担い手としてというようなところで今回の施政方針の中ではそういう言葉を使っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） ありがとうございます。

この高齢者の方がこの中で生きがい活動ってありますけれども、この生きがい活動の中で、今の太宰府市民の中で高齢者の方が私たちも何か空き家を利用した商売的なことをしてみたいという高齢者の方もおられるわけですね。そういう意味を含めて、この生きがい活動に対して市のほうでもご支援いただけたら、この高齢者の方がまた元気づいて、この生きがい活動という形の中で生活ができていくんじゃないかと思っておりますので、その辺はよろしく願いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 高齢者のサロンとして空き家の活用というのは以前から言われているところでございます。もちろんそういったふさわしい場所があれば活用ということも考えられると思いますけれども、太宰府市の場合、そういう空き家を恐らく賃借するような形になるかと思っております。すると、かなりの費用が要ってくるわけです。先ほどもサロン活動の補助金といたしまして年間の限度額12万円というようなお話をしております。そういった中では恐らく賄えない金額になってくるでしょうし、そういった拠点施設として、一つは、先ほども言いました老人憩いの場の整備というのを一方では進めております。各公民館と併設されている施設が多いようですけれども、そういったところの活用も図っていただきたいというのと、あと空き家対策につきましましては、単純にお金がかかるからやらないとかそういうことではなくて、空き家対策としての視点というのも今後は入れていく必要があるかと思っております。その分につきましましては、今空き家対策の協議会も今年度また立ち上がるというような話もございまして、そういった中でも議論をしていければというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） ありがとうございます。

最後に市長にお聞きします。

予算資料の目的別に見ても、民生費は平成27年度は87億円、平成28年度は98億円、平成29年度は99億円、平成30年度は105億円と右肩上がりに上がっております。性質別に見ても、扶助費、福祉の予算が平成27年には55億円、平成28年には61億円、平成29年には64億円、平成30年度には67億円と伸びています。会計別に見ても、介護保険特別会計の予算が、平成27年には45億円、平成28年には47億円、平成29年には48億円、平成30年度には50億円と右肩上がりに上がっております。このような状況ですが、施政方針に上げられているように進めていかれるのか、市長の認識をお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

施政方針で私自身、高齢者が潤う都を目指して、高齢の方々へのきめ細やかな対応を図るとともに、障がいのある方、子育て世代の方々など、誰もが地域で生き生きと暮らせるまちをつくらなければならないと、まずそういう方針を示しております。そのために充実した福祉政策を進めていくことは重要な課題であるということはしっかりと認識しております。

その一方で、先ほど議員からご指摘ありましたように、民生費、扶助費、介護保険なども本当に右肩上がり、財政を圧迫していることは、本市にかかわらず我が国の問題であります。やはりその中でどこを選択して、どこに集中をさせるかということ、非常に難しい選択でありますけれども、しかしこれからもさまざまなご意見をいただきながら、国や県の補助メニューの有効活用なども考えながら、一般財源の歳出をできるだけ抑えつつ、常に何ができるのかを考えて、多様化する福祉ニーズに答えていかなければならないと、その点そうした議論の中でさまざま今後も議員のご指摘もいただいていけるかと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） ありがとうございます。

この太宰府の市民がこの太宰府で生活しやすいようなまちづくりを今後市長につくっていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 3番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで16時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番柳原莊一郎議員の一般質問を許可します。

[1番 柳原荘一郎議員 登壇]

○1番（柳原荘一郎議員） 議長より質問許可をいただきましたので、通告に従い、2件質問させていただきます。

1件目、豪雨災害対策について伺います。

本年3月に発行された太宰府市ハザードマップ災害への備えによると、御笠川水系の流域における洪水時の浸水想定範囲のうち、浸水深さが1mを超える区域が吉松区の一部と水城区の一部に設定されており、水城区では2mを超える想定も見られます。本市の流域内において拡幅、しゅんせつ工事などが福岡県によって実施され、浸水想定範囲は徐々に狭まっていますが、市内で最も下流に位置する水城、吉松区には、なおも浸水想定範囲が広く分布しています。近年、短時間豪雨や都市化の影響による都市排水の増加などにより洪水の危険度は高まりを見せており、昨年九州北部豪雨のように人知をあっさり超える記録的な豪雨は、今やどの地方にも起こり得る気象の常識となりつつあります。このような状況から、ボトルネック化した御笠川の未改修部分についての工事実施が望まれますが、現在までのところ市が把握する河川改修の状況と見通し、今後の対策について、あわせて河川水位の監視体制について伺います。

また、近年の流域における都市化の進展に伴い、豪雨時の内水氾濫も頻発しており、御笠川本流の急激な水位上昇に伴う雨水排水の不良が一因とも考えられます。水城、国分区は、国道3号線、九州自動車道、西鉄、そして御笠川が複雑に交差する市内でも特異な立地であり、エリア各所にアンダーパスが数多く設置されています。豪雨発生時、このアンダーパスがたびたび冠水し、交通障害を引き起こすとともに、過去には人的被害も発生しています。加えて、災害発生時に避難、救助活動の妨げとなる可能性をはらんでいることから、本市における内水氾濫、特にアンダーパスなどの地下道における対策状況と今後の課題について伺います。

次に、2件目の教育施設の整備方針について伺います。

平成30年度施政方針第2のプランにおいて、楠田市長は、学問の神様にふさわしい教育の実践を掲げました。このことに対し一議員として、また子育て当事者として、強い共感を覚えます。本市だからこそできる独自性ある教育の実践により、児童・生徒に夢や希望を与え、郷土愛を醸成する教育施策のさらなる充実に大きな期待を寄せております。さらに、同プランにおいては、学校施設大規模改造の計画的取り組みにより、児童・生徒の学習環境の整備充実に努めるとあります。市内全ての児童・生徒が同水準の教育と学習環境を享受することは、本市の教育行政の大切な目標であるとともに、保護者に共通する願いでもあります。一方で、多くの建物系公共施設の老朽化が進行し、一斉に整備を要する状況となった今、財政状況に照らして、現実的、計画的な整備が必要不可欠であることも事実です。このような状況から、本市における教育施設の整備方針について伺います。

まず、平成29年度に予定されていた公共施設再編計画の策定について、現在どのような状況にあるのか、伺います。

次に、水城小学校の施設整備方針について伺います。

同校舎の管理棟は、昭和41年に建設され、築後50年以上が経過しています。平成22年度までに水城小学校を含む市内全ての教育施設の耐震化工事が完了しているとはいえ、構造面、給排水、衛生設備面などは著しく老朽化をし、室内外空間もバリアフリー化、未改修など、昨今の学習環境にそぐわない状況となっています。抜本的な整備が必要となる状況と考えますが、今後の整備方針についてお聞かせください。

また、隣接し、通学経路の共有、施設の相互利用などを行う学業院中学校についても同じような状況にあることから、あわせて整備方針を伺います。

以上2件、再質問については議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 1件目の豪雨災害対策についての1項目め、御笠川の河川改修の状況についてご回答を申し上げます。

ご質問の御笠川の改修事業につきましては、県管理の二級河川であることから、那珂県土整備事務所が計画を立てて改修事業に取り組んでいるところでございます。現在は平成26年8月に河川氾濫による甚大な被害をもたらしました御笠川水系の高尾川流域におきまして、平成27年度から事業延長約1km、事業費約78億円の計画で地下河川整備、橋梁改築等による高尾川の河川整備が実施されているところでございます。福岡市、太宰府市、筑紫野市、大野城市、春日市で構成されます御笠川水系改修事業促進協議会を通しまして、二級河川御笠川水系の河川改修事業の促進、特に御笠川の支川の鷺田川、高尾川も河川改修事業の早期完了の要望を提出しているところであり、高尾川河川改修事業の早期完了に向けて現在取り組まれているところでございます。

今後の御笠川改修事業の整備につきましては、御笠川本流の水城から大野城市の筒井橋までの河川整備要望を先ほど述べました促進協議会を通して行っているところでございます。

なお、市内の御笠川では、部分的ではございますが、三条台の入り口の普賢橋から双葉老人ホーム付近で護岸が一部侵食され、上部ののり面保護が必要なため、昨年度の測量実施に引き続き、護岸整備が本年度から来年度にかけて実施される予定になっております。

河川水位の監視につきましては、福岡県河川防災情報などで御笠川の落合橋付近の現在水位の確認や市が設置しております監視カメラでの目視とあわせて、浸水箇所巡回時に現場確認を行っているところでございます。

アンダーパスにつきましては、7カ所ございますが、1カ所を除き排水ポンプを設置して冠水を防ぐとともに、警告回転灯や冠水注意の看板を設置して冠水時の注意を促しているところでございます。設置のない1カ所のアンダーパスにつきましては、冠水注意の看板及び監視カメラを設置し、状況を確認できるようにしております。ここにつきましても排水ポンプの設置が必要と考えてはおりますが、排水管を西鉄天神大牟田線の軌道下に設置する必要があることや国道3号線の下であることから、福岡国道工事事務所など関係機関との協議を現在行ってい



る状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はいいですか。

1 番柳原荘一郎議員。

○1 番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。

先ほど原田議員のほうからも同様の質問がありましたので、できる限り重複は避けて質問をしたいと思いますが、今ご説明いただいたとおりで、実際その御笠川水系でボトルネック化している場所というのが水城橋の付近と、それから少し上流の西鉄の鉄橋がかかっているところですね。それから、少し下流側に行くと、大野城市のあの下大利橋のところがあそこがボトルネック化しているような状況であります。その区間については、既に問題が認識をされ、解決に向けて県のほうへの要望が行われているということですので、ぜひとも継続的な要望を続けていただいて、抜本的な護岸の改修が実現できるように今後ともお取り組みをいただきたいと思います。

あわせて、数年に一度、しゅんせつの工事を実施をされています。大変効果のある工事だと思いますので、ぜひとも実施間隔が長くないように、適切な時期にしゅんせつ工事が行われるよう、これもあわせてぜひとも要望を続けていただきたいというふうに思います。

河川の監視状況についてをちょっとお尋ねしたいと思います。

現在、落合橋付近で監視が行われているということで、リアルタイムに水位が計測されて、手元でスマホなどで確認ができると思いますけれども、カメラの設置でモニターをしている箇所が1カ所あるというのは、これも同じ落合橋の場所になるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員のほうからおっしゃっていただいたように、落合橋になります。

いわゆる市民プールのところに設置されてありますので、大体全体を見渡して見れる分と、あと画面の切りかえによってはその水位のところアップして見られるように設置をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番柳原荘一郎議員。

○1 番（柳原荘一郎議員） そのカメラは、ちょっと私が調べた中では気づかなかったんですけども、一般の方にもモニターできる、リアル映像配信ができていますか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） この水位の監視カメラにつきましては、一般の方には見えないというか、見てもらえないという状況になっています。私ども太宰府市の市内のライブカメラということでやっていますけれども、私ども市職員が現場の確認をして、何かあれば駆けつけるという状況で設置をさせていただいているものでございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番柳原荘一郎議員。

○1 番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。

もう少し下流に行ったところに、さっきも出てきましたけれども、大野城の筒井橋のところに、橋のたもとに実はカメラの設置がありまして、リアルタイムにライブ映像で川の状況をモニターしていて、一般のスマホやパソコンでも見ることができます。そのようなカメラかとか思いましたけれども、そういう状況ではないということでした。

例えば、豪雨が発生したときに、夜間、就寝中にすごい雨音がして、外の状況が気になる、そんな眠れない夜というものもあると思います。また、子どもさんだけを自宅に残して外出をしているというそういうご家庭もあるでしょう。そうした方々に向けて、自分のほうから流域の方は特に川の状況がどういうふうにあるのかということ自分のタイミングでその情報を取りに行くということは、知ることによって大きな安心につながると思うんですね。ですので、筒井橋にかかっているカメラに関しては、そういう活用と自主防災、そういう状況だからそろそろ何か手だてを考えなければいけないというそういう意識にもつながると思います。比較的カメラの設置というのは、低い予算で設置も可能だというふうに思いますので、なかなか護岸の根本的な改修というものが長期にわたるこれは計画でありましようから、そういったソフト面での充実ということで、そうした流域に住む方々の不安の解消につなげる、そういった手だてもあるというふうに思います。身近に実施例もあるということですので、ぜひともその件お調べいただいて、要望するものに加えていただく、そういったご検討がいただけるか、その点についていかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご提案ありがとうございます。

実は市内のライブカメラでよく見ていただくのが、渋滞情報もライブで配信していますので、そういう意味で言えばいろいろな災害時の安心といえますか、そういうところを持っていただくためにはライブカメラを誰でもが見れるようにということも一つのちょっと今提案いただきましたので、私どもで検討させていただきながら、都市整備部だけではなくて、総務等とも協議しながら検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 1 番柳原荘一郎議員。

○1 番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いをいたします。

アンダーパスの件でちょっとお伺いをいたします。

7カ所アンダーパスの箇所があつて、1カ所、排水ポンプなどの強制排水の装置が未設置ということです。1カ所というのは国分の川原トンネルのほうですね。その場所は豪雨が発生するたびにたびたび冠水を起こしているということのようです。監視カメラの設置や警告灯の設置など、予防の設備は一部あるということですが、そもそもこの川原トンネルが毎度冠水するメカニズムというか、どういう状況でそこが冠水してしまうかというその原因というの

は特定できているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私が捉えていますのは2点ありまして、周辺が高くなっていますもんですから、実際に排水をどこに持っていかうかというところで少し苦慮している分、ですから先ほど回答しましたように、西鉄の線路をまたいでの排水も必要になりますし、もう一点が、国道3号の横に側道がございますけれども、その側道の水路から大雨が降った場合に大量の水が落ちるといこともございますので、先ほど回答しましたけれども、そういう意味では国道関係とも協議しながら、国道の排水をスムーズにさせていただく必要もございまして、出るところと入る水が多いという非常に私どもとしても苦慮している状況がございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原荘一郎議員。

○1番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。

ということは、その国道の管理者との協議が進めば、排水溝が設置をされ、設置されれば水は逃がせるということがわかりました。今の状況で未設置ということの理由がわかりましたので、ぜひとも国道管理者との引き続きの協議、また排水溝の設置が整いますように、今後とも協議を進めていただければというふうに思います。

今本当に6月、これから7月、梅雨の本番に入る時期であります。今、雨の降り方の傾向の類似性がある地域ごとに区分した、全国を15のエリアに区分しているということですが、太宰府が入るエリアは福岡北西部エリアということになります。当然去年発生した九州北部豪雨の被災地であった朝倉地区と同じエリア、このエリアの中に含まれるわけでありまして。この太宰府のエリア内で、また近隣であつた雨というものが降る可能性というものは、これは当然今後想定をしていかなければいけないということになると思うんですけれども、そうした観点からと、今現在もう既にそうした水防危険区域に指定がされるエリアがまだ残存しているということでもありますので、今後の取り組みというものをぜひとも強化をしていただいて、そうした水防危険箇所というものが根絶できるように、少しでも早くそういう状況が整うように、防災面の強化、その行政面の推進というものをぜひとも強く要望をして、1件目については終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 続きまして、2件目の教育施設の整備についてお答えいたします。

まず、1点目の平成29年度に策定が予定されていた公共施設再編計画の策定の状況についてでございますが、ご承知のとおり公共施設は、施策を実施する器でございます。実施されるべきソフトが語られないままハードを規定することは難しく、今後につきましては楠田市長のもと、本年度中を目途に計画の策定を行ってまいります。

次に、2点目の水城小学校の施設整備方針についてでございますが、水城小学校は、管理教室棟が昭和41年に建築され、また中央の教室棟におきましては昭和40年に建築されており、建築後50年を経過した建物が全体の面積の約4割を占めております。また、施設の老朽化のみならず、民間開発等による児童数の増に伴う教室不足、運動場の狭さやバリアフリーの問題、駐車場不足などの課題を抱えている状況でございます。近接する学業院中学校についても同様のことがうかがえます。課題は十分理解しておりますので、慎重な上にもスピード感を持って対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原荘一郎議員。

○1番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。

先日の共産党太宰府市議団の会派質問の中にも同様の内容がございました。そのときにありましたご答弁の内容と今の答弁の内容を総合して、まず水城小学校にそうした現状、課題があるということはもう十分にご認識をいただいているというふうに思います。また、2つ目として、学業院中学校も同様の状況にあるということ。先日のご答弁の中では、水城小学校と学業院中学校が隣接をしているということで、一体的に共通する課題を解決をしようというその考え方も含まれているということもご答弁の中にありました。それから3点目として、児童・生徒が増加傾向にあるということ。両校は市街地内にありますので、現在、もちろん生徒数は増加をしています。その微増傾向というのは他のエリアに比べても長く続くものだと思いますし、減少傾向に転じたとしても、その減少カーブはすごく緩やかであろうと思います。すなわち、児童・生徒数というのは、一定の現在の規模というのが長く続く、そうしたエリア内の学校だというふうに思います。それと4つ目は、財政上等の課題などもあることから慎重に進める、なおかつスピード感を持って取り組まれるというご答弁、総合的にはそういうご答弁の内容だったというふうに思います。

そういうふうに認識をいただいているということはいくつもありましたが、つまりはじゃあこの整備がいつ動くのかと、もうその1点に尽きるわけでありまして。実際水城小学校の整備に関しては、随分以前から整備の必要性というのは言われていた部分があるというふうに思います。現時点において、学業院中学校との一体的な整備も含めてですけれども、基本構想なり、基本設計なり、そうした動きというのは現時点においてありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 一応課題といたしましてたくさんの課題があるということでございまして、実際具体的に動く前に増加傾向であるんですが、児童・生徒の将来人口をある一定きちんと出す必要があるだろうと。また、場合によっては校区の問題とかも発生する可能性がある。場所として埋蔵文化財が出る場所でございますので、そこら辺との折り合いをどうつけていくかという問題とか、改善手法につきましても、当然改築だけとは考えておりません。やはり長寿命化とかというやり方もございます。それを財政的な観点からどういう形で折り合いを

つけていこうかというふうなことを実は庁内でもやっているような状況でございまして、今年度中ぐらいにはある一定の方向性をお示しできるというふうに考えているところでございます。いろいろ考えることがたくさんあるということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原荘一郎議員。

○1番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。いや、もうおっしゃるとおりで、いろいろな本当に課題がないまぜになった難しい事業なのかもしれません。

先ほど尋ねた公共施設の再編計画、本年度中の取りまとめというか、策定を進めていかれるということですが、その中の議論というものも、これは教育施設になりますけれども、再編であったり、統合であったりとか、そういう議論も含まれると思いますので、この再編計画がまとまっていかなないと、個別の部分については進みにくいということになるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） そういうことでございます。ただ、殊に水城小学校に限っては、もう並行して進めていかないと、なかなかもう時間的余裕もないかなという、こんなふう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原荘一郎議員。

○1番（柳原荘一郎議員） 現時点で基本設計等までまだ移ってない。これから内容を煮詰めていって、さっき言ったソフトの面、校区の部分とか、いろいろ総合的に判断をして、それから基本計画、基本設計なりに動いていくということは、当然新しく仮に建てかえなどの長寿命化による更新がなされて、整備が終わったとしても、それは使用開始になるためには5年以上10年未満とか、それぐらいのやっぱり時間軸になるのかなあと。なかなか簡単に一、二年ぐらいではもちろん動くものではないというふうに思うんですね。当然今後の市内にある教育施設の再編であったり、いろいろなものをこれから行っていく中での先駆的なものにこの案件がなるとするならば、当然その後のことも考えた計画というものをつくっていかないといけない。当然それはやっぱり長期間に及ぶでしょうし、いろいろなことを検証していかないといけない。その予算的な、財政的な手当ても当然していかないといけない。だから、なかなかすぐに進む話じゃあないと思うんですね。

ただ、今回質問として取り上げさせていただいた一番最大の理由は、やはり水城小学校の本校舎と中央の2棟、そちらのほうの老朽化というのがかなり進行していると思います。ただ、抜本的な整備をこれから先で行おうとするというのであれば、なかなか大規模改造等でそこに予算を投下するというのも難しい話であります。先でもし取り壊しをするのであれば、そこになかなかお金をつぎ込むというのも非効率な話であります。ただそれを差し引いても、やはり今の現状をどうにかやっぱり整備をしないとという状況まで来ていると思うんです。一つ考え

られる方法として、これから水城小学校、学業院中学校を一体的に抜本的に整備を行うということであれば、当然その間の仮の校舎というのにも必要になってくると思います。ぜひともご計画の中で、例えば水城小学校の仮校舎を基本構想にのっとり適切な場所に設置をして、その部分を先行して使用を開始していくというようなそういった考え方もあるというふうに思いますので、短期で改善しないといけない部分とやっぱり中・長期で考えていく部分とは両方の見方があるというふうに思いますので、そうした弾力的な部分、構想も含めて、今現在の水城小学校の施設の利用状況というのを改善するための何か手だてというものを早急に考えていただきたいというふうに思うところでありますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 大規模改造ですよ、夏休み中でもうほとんどやってしまうというふうなそういうふうな整備手法では今回はもうまるっきり無理かなと。当然のことながら長寿命化するにしても、建てかえするにしても、仮設校舎というのは必ず出てくるというふうな、そういうふうなことで考えております。その仮設校舎の状況でも、ある一定児童数の増とか、それとか特別支援学級の増とかも見込んだ上で、そこら辺も検討しなくちゃいけないかなというふうなことは考えているところでございます。

あと、学業院中学校との関係もいろいろ当然教育委員会と協議しながら進めていく必要があると思います。そこの校舎で例えば使えるもんは使っていこうとか、いろいろなやり方があると思いますので、そこら辺を滞りなく早目に結論を出して、議会にお示しできるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原荘一郎議員。

○1番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。

先日の市長のご答弁の中にもありました。大きな計画にはもちろん大きな予算を伴うということで、慎重の上にもスピード感を持って取り組むというような内容のお話でしたけれども、そうした大きな事業というものはもちろんお金がかかるんですけども、周辺に存在するいろいろな課題というものを一気に同時に解決を図っていく、そうしたチャンスでもあると思いますので、いろいろと庁内での議論を進めていく中で、この両校のことに関してはぜひとも積極的な改修に向けてお取り組みをいただければというふうに思います。

最後に市長にぜひお言葉をいただきたいと思いますが、今水城小学校は校舎が古いということもあって、非常に清掃活動に力を入れておられます。熱心に今生徒が掃除頑張っていますけれども、古いものを大切に使う、そうした情操を育成するという意味においては、けがの功名といいますか、いいほうに作用している部分はあると思います。ただ、現状を長期間継続していくということはなかなかこれは難しい話だろうというふうに思いますので、施政方針の中にもありましたけれども、若年層の自然増、社会増というものをぜひとも目指していくということとあわせて、子育て世代の方々の流入というものを呼び込むためには、やはり教育環

境の充実というものは大きな選択肢になり得るというふうに思います。そうした充実を目指していく上でも学校整備、大変な問題でありますけれども、ぜひとも腐心していただいて、明るい方向性というものをぜひともお示しをいただきたいというふうに思います。市長のお考えをいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。もう既に議員からもご指摘がありますように、さまざまな観点がこの問題からも出てきているわけであります。

まず、当然水城小学校、学業院中学校、特に本市の中でも歴史も古い、校舎だけに限らず、そもそも成り立ちの歴史が非常に古いところで、非常に重要かつ難しい選択をしなければならないと思っております。さまざまな卒業生の方なり、今通っておられるお子様のご家族の方なり、そうした方々のご意見もかなり多岐にわたるのではないかと、そのように推測をいたしております。

加えて、本年度中を目途にと言っておりますこの公共施設等再編計画の策定ともあわせまして、私が一番気がかりなのは、どれほどの予算がこの中でかかってくるのかということであります。やはり全体像を示す必要性もどうしてもあるだろうと。その中でこの水城小なり学業院中学校にどれほどの予算を複数年度でつぎ込むことができるのか。これはもう公共施設に限らずですけれども、先ほど来の社会保障費もこれから増大さらにしていく中で、そしてさらにさまざまなこれまでの公債費を返済をしていく、そうした圧迫もあるという中で、非常に本当に難しい選択であろうと思っております。

しかし逆に、そうした中でこの水城小、学業院中の問題というものを全体の象徴的な問題と捉えて、逆に一つチャンスと捉えて、この水城小学校、学業院中学校をさらに魅力的な学校にしていく、そうした教育をさらにつくっていく、もしくは給食問題とも絡めながら、こうした問題の再編を考えていくというチャンスにもなり得るかもしれません。

そうした意味で、特に今回新たに副市長、そして教育長と三役整いましたけれども、特に教育問題には副市長も教育長も精通されておられますので、全国的なこうした建てかえなり、校舎の問題なり、子どもが増えてきたときの対応の仕方とか、こういうことも私以上にノウハウをお持ちだと思いますので、こうした三役なり職員の総合力を駆使して、今回のこの問題にはできるだけ早く、もちろん議員、議会の皆様のご指摘もしっかりと踏まえながら、ご相談なり方針を示してまいりたいと。非常に重要な問題だと認識をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番柳原荘一郎議員。

○1番（柳原荘一郎議員） ありがとうございます。ぜひともリーダーシップのもと、教育環境の充実した太宰府市目指していただいて、また選ばれる太宰府市になるように、そうした教育施策の充実にぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

重ねて最後に要望させていただきますけれども、水城小学校の問題に関しては、中・長期で

考えなければいけない部分とやはり短期で解決しないとイケない部分というのは分けて考える必要があると思いますので、そうした改善にもぜひともお取り組みをいただきたいということを最後に要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 1 番柳原荘一郎議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時24分

~~~~~ ○ ~~~~~